

山口県中山間地域づくり ビジョン

人口減少社会を生き抜く中山間地域の実現
~いつまでも安心して暮らし続けられる中山間地域を目指して~

計画期間

2018年度～2022年度

平成30年(2018年)10月
山 口 県

はじめに

ふるさと山口県の約7割を占める中山間地域は、新鮮で安心できる食料の生産をはじめ、県土の保全や水源のかん養、県民のふれあいの場の提供など、多面的で公益的な機能を担うとともに、美しい景観や伝統的な文化などが今日まで受け継がれているかけがえのない地域です。



この中山間地域の振興を図るため、県では、2006（平成18）年7月に制定された「山口県中山間地域振興条例」に基づき、「山口県中山間地域づくりビジョン」を策定し、これまで、既存の集落の枠を超える広域的な範囲で日常生活を支え合う、やまぐち元気生活圏づくりの推進や、都市と農山漁村との交流促進など、総合的な対策に取り組んできました。

こうした取組により、中山間地域のある18市町全てで、元気生活圏づくりに着手するとともに、日常生活に欠かせない生活交通、医療・福祉サービス等の確保、情報通信、道路等の生活環境の整備が進むなど、一定の成果が上がっています。

一方で、我が国は、本格的な人口減少社会に突入し、とりわけ、人口減少や高齢化によって大きな影響を受ける中山間地域では、担い手不足や地域のコミュニティ機能の低下等により、集落機能の維持が難しい地域も生じるなど、大変厳しい状況にあります。

こうした現状や中山間地域を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、これまでの取組成果等を踏まえ、このたび、現行のビジョンを改定し、2018年度から2022年度までの5年間を計画期間とする新たな「山口県中山間地域づくりビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、「人口減少社会を生き抜く中山間地域の実現」を基本目標に、「自立・持続可能な中山間地域の創造」、「移住の推進等による新しい人の流れの創出」、「安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備」、「中山間地域の強みを活かした多様な産業の振興」の4つの柱に沿って、中山間地域対策を総合的・戦略的に進めていきます。

今後は、この新たなビジョンの下で、市町や地域と連携・協働しながら、人口減少下にあっても活力を維持・創出し続ける持続可能な中山間地域づくりを推進して、「活力みなぎる山口県」の実現を目指してまいります。

平成30年（2018年）10月

山口県知事 村岡嗣政

目 次

第1章 ビジョン改定の背景と趣旨

1	中山間地域の重要性	1
2	ビジョン改定の趣旨	1
3	中山間地域を取り巻く情勢変化	2
4	ビジョンの性格	4
5	ビジョンの計画期間	4
6	ビジョンの対象地域	5

第2章 中山間地域の現状と課題

1	これまでの中山間地域対策	7
(1)	主要施策の取組状況	7
(2)	活力ある中山間地域づくりの推進	8
(3)	数値目標の達成状況	10
2	中山間地域の現状	12
(1)	人口の動向	12
(2)	集落の状況	14
(3)	生活環境の状況	16
(4)	産業活動の状況	18
(5)	地域農業の状況	20
3	中山間地域の「強み」と「潜在力」	22
(1)	全県的に元気生活圏づくりの取組が進展	22
(2)	中山間地域の資源を活かし、中山間地域と都市部との交流が拡大	22
(3)	企業・大学等による地域課題解決に向けた支援体制の充実	22
(4)	情報通信ネットワークの環境整備が進展	22
4	中山間地域づくりを進める上での主要な課題	22
(1)	自立・持続可能な中山間地域を支える仕組みづくり	22
(2)	移住・定住・交流の促進による新しい人の流れの創出	23
(3)	安心・安全に住み続けられる地域社会の構築	24
(4)	中山間地域の多様な資源を活かした産業の振興	24

第3章 基本目標と施策の柱

1	ビジョン改定の視点	26
2	中山間地域づくりの基本的な考え方	26
3	基本目標	26
4	施策の柱	27
5	施策の進め方	28

第4章 施策の体系的な推進

1 自立・持続可能な中山間地域の創造	30
(1) やまぐち元気生活圏づくりの推進	31
(2) 地域経営力の向上	33
(3) 豊かな地域資源の保全と継承	34
2 移住の推進等による新しい人の流れの創出	37
(1) YY!ターン(UJIターン)による移住・定住の促進	38
(2) 都市と地域の多様な交流の促進	40
3 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備	41
(1) 暮らしの安心の確保	42
(2) 暮らしの安全の確保	46
(3) 保育・教育等の子育て環境の整備	47
(4) いきいきとくらせる環境づくり	48
4 中山間地域の強みを活かした多様な産業の振興	51
(1) 観光・交流産業の振興	52
(2) 農林水産業の振興	52
(3) 商工業の振興	55
(4) 地域産業連携による新産業の創出	56
(5) 地域資源を活かしたビジネスの創出	57

第5章 重点的な施策の推進

1 やまぐち元気生活圏づくり推進プロジェクト	59
2 地域経営力向上プロジェクト	60
3 新しい人の流れ創出プロジェクト	61
4 地域の暮らしサポート促進プロジェクト	62
5 災害に強い地域づくり推進プロジェクト	63
6 地域医療体制充実プロジェクト	64
7 地域農林水産業の担い手確保プロジェクト	65
8 地域資源を活かす産業振興プロジェクト	66

第6章 役割分担と推進体制

1 県、市町、住民等の連携、協働	67
2 県における推進体制	68

参考資料

【山口県中山間地域振興条例】	70
----------------	----

第1章 ビジョン改定の背景と趣旨

1 中山間地域の重要性

本州の最西端に位置し、西中国山地に連なる山口県は、三方が海に開け、海、山、川などの豊かで美しい自然に恵まれています。その地勢上、山林や傾斜地が多く、平坦な耕地等が少ない、いわゆる「中山間地域」が県土の多くを占めています。

この中山間地域は、農林水産物の「生産の場」であるとともに、地域住民の「生活の場」でもあり、人々が中山間地域で生活を営み、地域を保全し、生産活動を継続することにより、新鮮で安心できる「食料の供給」をはじめ、森林や水田の保水機能による「県土の保全」や「水源のかん養」、さらには森林による大気の浄化や地球温暖化防止等の「環境の保全」、また「良好な景観の形成」や「県民のふれあいの場の提供」など、多面的で重要な機能を担っています。

近年、社会・経済情勢が変化する中で、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まりや、これまでの生活スタイルを見直し、中山間地域が持つ豊かな自然や歴史、伝統的な文化の良さを認め、中山間地域での心豊かで質の高い暮らしを志向する人も増えており、このような人々に対して、「新しい生活の場」を提供することもできます。

さらに、世界的な人口増加や気象変動による食料不足への対応、農山漁村の地域資源を活用した再生可能エネルギー*の確保などの将来的な課題に対して、中山間地域は大きな役割を担うことが期待されています。

2 ビジョン改定の趣旨

中山間地域は、前述したように、多面的で公益的な機能や多くの魅力を有しています。

しかしながら、我が国が人口減少社会に突入するなど、近年の社会・経済情勢の変化の中で、本県の中山間地域でも、若年層を中心とした人口の流出や高齢化が進行し、深刻な地域の担い手不足や産業活動の低迷、空き家や耕作放棄地の増加、さらには地域のコミュニティ機能の低下などが懸念されています。

こうした状況に対応していくため、本県では、2006(平成18)年に議員提案により制定された「山口県中山間地域振興条例(2006(平成18)年7月制定)」に基づき、「山口県中山間地域づくりビジョン」を策定し、これまで改定を繰り返しながら、総合的・体系的な施策の推進に取り組んできました。

こうした取組の結果、既存の集落の枠を超える広域的な範囲で、日常生活支援機能等を拠点化・ネットワーク化するとともに、近隣を中心都市とも連携しながら、地域産業の振興や人口定住の促進を目指す「やまぐち元気生活圏」の形成に中山間地域のある全市町が着手するほか、都市農山漁村交流の拡大や生活基盤の整備、中山間地域の多面的機能の保全に向けた取組が進展するなど、一定の成果を上げてきました。

再生可能エネルギー 太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

その一方で、中山間地域では、人口減少・高齢化に歯止めがかからず、地域の担い手不足が深刻化しており、集落そのものの維持が難しくなりつつある地域も生じています。

こうした中、国においては、人口減少問題を最重要課題として位置付け、この問題に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を築いていくため、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、国・地方を挙げた取組が進められています。

県でも、新たな県政運営の指針となる「やまぐち維新プラン」を策定し、県が直面する人口減少や少子高齢化などの課題を正面から受け止め、山口県の活力を創出していくための方策を明らかにしました。

この中で、特に、中山間地域づくりについては、国の施策の流れ等を踏まえて、「人口減少社会を生き抜く地域づくりプロジェクト」として取り組むこととしました。

こうした現状も踏まえ、今回のビジョンについては、中山間地域での暮らしを守るとともに、引き続き、直面する困難に立ち向かい、活力ある中山間地域を創っていくために、施策の見直しや重点化を図り、県民や市町、関係機関・団体等との連携、協働の下、今後の中山間地域対策を総合的、戦略的に進めるための指針として改定することとしました。

3 中山間地域を取り巻く情勢変化

(1) 人口減少・高齢化の急速な進行

我が国は、2008(平成20)年をピークに人口減少局面に入っており、本県でも、県の総人口は、1985(昭和60)年の160万人から一貫して減少が続いており、高齢化率も既に30%を超えるなど、全国より早いペースで人口減少・高齢化が進行しています。特に、中山間地域では、その傾向が顕著となっており、一部集落では集落機能の維持が困難な状況になりつつあります。

(2) 独居高齢者の増加

中山間地域では一人暮らしの高齢者が増加しており、買い物や通院など、高齢者の日常生活を支える生活環境の整備・充実が求められています。また、地域の「絆」を活かした見守り・支え合いの体制づくりや、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域づくりを進める必要もあります。

(3) 空き家・耕作放棄地の増加

人口減少・高齢化が進行する中山間地域では、担い手不足や後継者不足等により、空き家や耕作放棄地が増加しています。特に適切な管理が行われていない空き家の存在が防災、衛生等の地域住民の生活・営農環境に深刻な影響を及ぼす可能性があるため、対策が必要となっています。

(4) 全国的な大規模災害の発生

2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災や2016(平成28)年4月に発生した熊本地震をはじめ、近年、地震や集中豪雨等により、全国各地で大規模な自然災害が発生しており、本県においても、こうした大規模災害の発生に備え、地域の防災対策を強化するとともに、要配慮者*等の支援体制の整備を進める必要があります。

(5) 地域連携による経済・生活圏の形成の推進

国では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方公共団体間の広域連携に関し、経済成長のけん引等の機能を有する連携中枢都市圏の形成を促進するとともに、定住自立圏の形成を引き続き進め、地域連携による経済・生活圏の形成を推進しています。また、中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持するため、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワークで結ぶ「小さな拠点」の形成を推進しています。これらの取組を推進するため、地方創生推進交付金等の財政支援のほか、情報支援や人材支援が行われています。

(6) 過疎対策の推進

2017(平成29)年4月に施行された改正過疎地域自立促進特別措置法では、過疎地域*の現状を踏まえ、平成27年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加するとともに、過疎対策事業債の対象施設の追加、減価償却の特例及び地方税の課税免除等に伴う措置の拡充などが図られ、市町による有効活用が期待されています。

(7) 農山漁村における6次産業化*・農商工連携*の推進

農林水産省では、雇用と所得を確保し、若者や子どもたちも集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業者等による生産・加工・販売の一体化や、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスなどの資源を有効活用した、地域ビジネスの展開や新産業の創出を促進するなど、農山漁村における6次産業化・農商工連携を推進しています。

(8) 都市と農山漁村との交流の拡大

道の駅や直売施設等の増加、都市と農山漁村との多様な交流活動の展開などにより、都市農山漁村交流が拡大していることから、再訪問や長期滞在など、より深く地域と関わる交流へと発展させることで、地域の活性化につながることを期待されています。

(9) UJIターン*の増加

都市に住む若者を中心に、新しい生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」の動きや、定年退職を契機とした農村への定住志向の高まりなどを背景に、UJIターン相談窓口における相談件数が大幅に増加していることから、UJIターンの増加に繋げていくことが期待されています。

(10) 外部人材の活用の推進

人口減少・高齢化の進行により、地域活動を支える人材の確保が課題となる中、国では、様々な地域活動や農林水産業などに従事する「地域おこし協力隊」や、集落を巡回・点検し、集落の維持・活性化策をサポートする「集落支援員」などの外部人材の活用を推進しており、本県でも市町による導入が進んでいます。

過疎地域 人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域のこと。

6次産業化 農林漁業者による生産(1次)・加工(2次)・販売(3次)の一体化を通じて、農山漁村に由来する「地域資源」(農林水産物、バイオマス等)の付加価値を高め、地域内に雇用と所得を確保する取組のこと。

農商工連携 中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品や新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う取組のこと。

UJIターン 都市などに住んでいる人が、出身地など別の地域に移り住むことの総称。出身地から地域外へ転出後、再び出身地に移り住むことを「Uターン」、出身地の近隣地域に移り住むことを「Jターン」、出身地に関わらず住みたい地域を選択して移り住むことを「Iターン」という。

(11) 「関係人口」の創出

人口減少・高齢化により地域の担い手不足に直面している地域において、多様な地域の担い手を確保するため、移住した「定住人口」や観光に来た「交流人口」だけでなく、二地域居住やふるさと納税など、地域に思いを寄せ地域住民と多様に関わり応援・貢献しようとする者である「関係人口」を創出していくことが重要となっています。

中山間地域づくりの推進に当たっては、こうした社会情勢等の変化を的確に受けとめ、地域の活性化に向けて、これまで以上に県・市町・民間・地域の力を結集し、地域の総合力を高め、活力ある地域社会を創っていかねばなりません。

4 ビジョンの性格

このビジョンは、「山口県中山間地域振興条例（2006(平成18)年7月制定）」（以下「条例」という。）に基づき、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

また、市町や地域住民の皆さんに対して、中山間地域対策についての基本的な考え方や方向性を明らかにすることにより、県と連携した積極的な取組を行っていただくよう、期待するものです。

さらに、県民や県外にお住まいの方々にも、中山間地域に対する理解と、地域づくりへの積極的な参加を求めるものです。

5 ビジョンの計画期間

このビジョンにおける計画期間は、2018年度から2022年度までの5年間とします。

6 ビジョンの対象地域

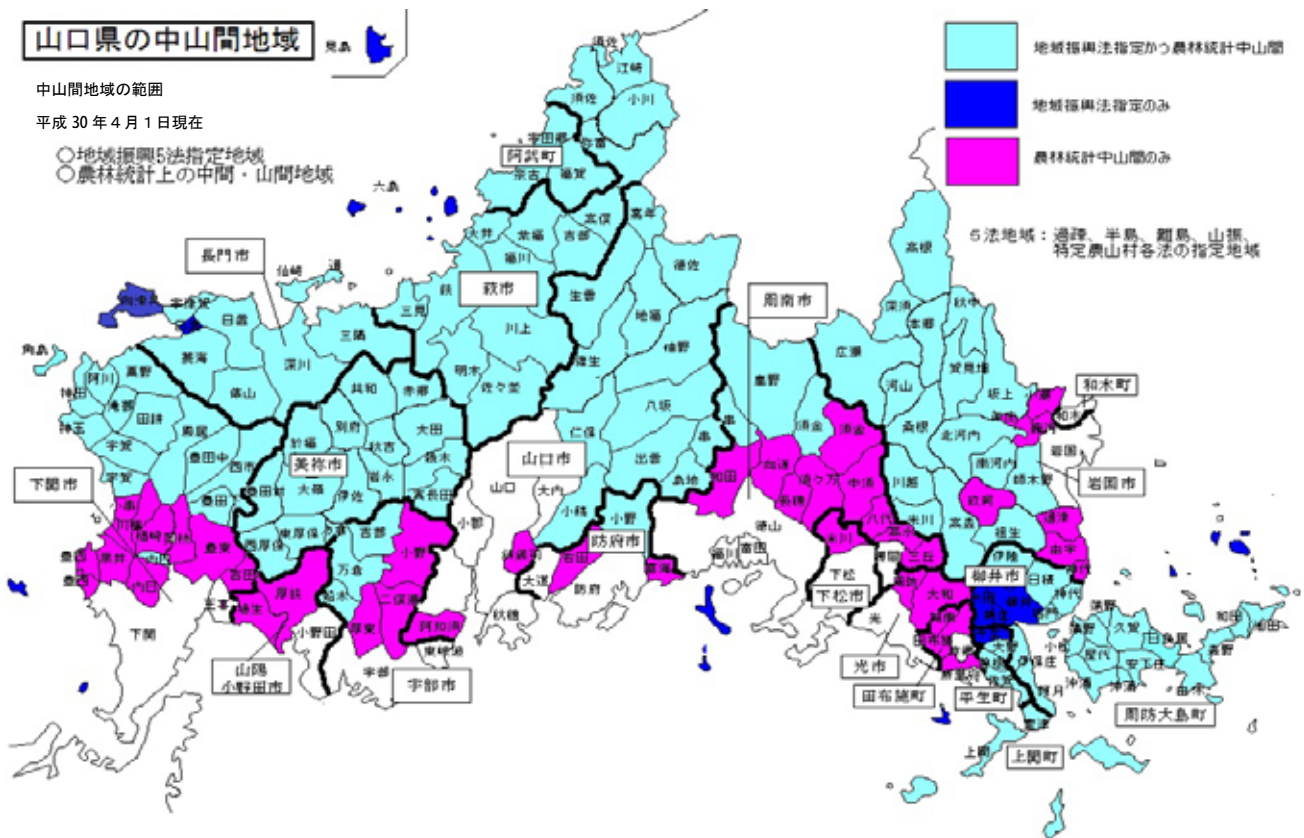
ビジョンの対象となる地域は、条例に定める次の地域です。

1 地域振興5法の適用地域

- ① 「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき公示された過疎地域及び過疎地域とみなされる区域
- ② 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づき公示された特定農山村地域
- ③ 「山村振興法」に基づき公示された振興山村地域
- ④ 「半島振興法」に基づき公示された半島振興対策実施地域
- ⑤ 「離島振興法」に基づき公示された離島振興対策実施地域

2 農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域

【平成30年4月現在】



【中山間地域を有する市町】

全 域	8市町	萩市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、上関町、平生町、阿武町
一 部	10市町	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市、田布施町

[表1-1 中山間地域の人口、面積]

区 分	中山間地域	県 全 体	割 合
人 口 (人)	350,108	1,404,729	24.9%
総土地面積 (km ²)	4,218.31	6,112.53	69.0%
耕地面積 (km ²)	343.28	515.21	66.6%
森林面積 (km ²)	3,253.51	4,370.56	74.4%

資料) 国勢調査 (平成27年)

全国都道府県市区町村別面積調 (国土交通省国土地理院:平成29年)、一部市町調べ
耕地及び作付面積統計 (中国四国農政局:平成17年)、一部市町調べ
森林・林業統計要覧 (山口県農林水産部:平成28年)

【ビジョンにおける中山間地域の数値】

現在の指定地域を基に、原則として、以下の市町村で整理しています。

旧由宇町、旧玖珂町、旧本郷村、旧周東町、旧錦町、旧美川町、旧美和町、旧柳井市、旧久賀町、旧大島町、旧東和町、旧橘町、旧大畠町、上関町、旧大和町、平生町、田布施町、旧熊毛町、旧鹿野町、旧徳地町、旧阿知須町、旧阿東町、旧美祢市、旧楠町、旧山陽町、旧美東町、旧秋芳町、旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町、旧豊北町、旧長門市、旧三隅町、旧日置町、旧油谷町、旧萩市、旧川上村、阿武町、旧田万川町、旧むつみ村、旧須佐町、旧旭村、旧福栄村 (合併前の43市町村)

中山間地域の持つ多面的機能の評価額

「1 中山間地域の重要性」に記載している中山間地域の多面的機能について、客観的に評価し、経済価値に換算することは困難ですが、国が行った計算方法に準じて本県の中山間地域の持つ多面的機能を金額的に試算すると、表1-2のようになります。

[表1-2 中山間地域の持つ多面的機能の評価額]

区 分	評価額	主な機能
森林・山村	8,451億円	水源かん養・土砂崩壊防止 等
農業・農村	643億円	洪水防止、保健休養やすらぎ 等
水産業・漁村	2,648億円	環境保全機能・物質循環補完機能* 等

注1) いずれも国が評価した計算方法に準じて、平成18年2月に試算したもの

注2) 評価額の合計は1兆1,742億円となるが、区分ごとの評価額には一部重複がある。

物質循環補完機能 人間の生活により陸から海へと排出される大量のチッソやリンなどが、海の生態系による食物連鎖を通じて魚類などの水生生物へと生まれ変わり、漁業は漁獲を通じてその一部を海から回収することにより、再資源化が促進されること。

第2章 中山間地域の現状と課題

1 これまでの中山間地域対策

本県では、2006(平成18)年に制定された条例に基づき、「山口県中山間地域づくりビジョン」に沿って、8の重点プロジェクトの実践・進行管理等、部局横断的な取組を進め、総合的・体系的な対策に取り組んできました。

また、活力ある中山間地域づくりの推進に向け、やまぐち元気生活圏づくり等の取組を進めてきました。

(1) 主要施策の取組状況

【8の重点プロジェクトの取組成果と課題】

取組の概要	成果と課題
1 「やまぐち元気生活圏」づくり推進プロジェクト ○基礎生活圏を核とした地域産業の振興や人口定住の促進を目指す、「やまぐち元気生活圏」づくりの推進 ・研修会、専門家派遣、普及啓発 等	・元気生活圏づくりの進展 (H29:18 市町) ・住民主体の地域づくりの進展 ・地域づくり活動団体・人材の育成 【課題:自立・持続可能な地域運営に向けた取組の促進】
2 やまぐちUJIターン促進プロジェクト ○幅広い世代を対象とした移住の推進 ・移住の働きかけ、相談対応・情報提供、移住受入支援 等	・UJIターン相談件数 (6,762 件) ・移住者同士のネットワーク組織の設置 ・移住コーディネーターの配置 【課題:定住促進に向けた魅力づくりと関係人口の拡大】
3 中山間地域の暮らしサポート促進プロジェクト ○生活交通の維持、高齢者福祉体制・子育て環境の充実 ・生活サービスの確保、地域の見守り・支え合い体制の充実 等	・デマンド交通の導入支援 ・買い物弱者対策の調査・研究 ・地域包括ケアシステムの基盤強化 【課題:生活サービスの維持・活性化】
4 災害に強い地域づくり推進プロジェクト ○防災関連施設の整備の推進や救助・救急対策の充実 ・ため池や治山ダム等の整備、災害ボランティアの育成 等	・ため池の整備箇所数 (累計:1,583 箇所) ・災害派遣医療チーム、災害拠点病院の充実 ・自主防災アドバイザーの養成 【課題:災害に備えた対策の充実・強化】
5 地域医療体制充実プロジェクト ○開業医の高齢化、都市部への医師集中等によるへき地の医師不足への対応 ・へき地診療所等への医師派遣、ドクターヘリの運航 等	・へき地医療協力医療機関数 (8 施設) ・へき地医療を担う医師の確保・養成対策の進展 ・代診医の派遣、巡回診療の実施 【課題:医療提供体制の確保・充実】
6 やまぐちスロー・ツーリズム推進プロジェクト ○都市と農山漁村との交流拡大や地域の魅力をゆっくりと楽しむスロー・ツーリズムの推進 ・受入体制の整備、一元的な情報発信 等	・体験型教育旅行受入地域の拡大 (13 地域) ・新しい交流ビジネスの創出 ・農山漁村交流滞在人口の拡大 (H28:13.7 万人) 【課題:再訪問や長期滞在などに繋がる交流の促進】
7 地域農林水産業の担い手確保プロジェクト ○農林水産業の担い手の確保・育成と野生鳥獣被害防止対策の強化 ・持続可能な経営体の育成支援、新規就業研修 等	・農林漁業新規就業者数 (236 人) ・農山漁村女性企業の育成 ・有害鳥獣被害防止対策の推進 【課題:就業人口の大幅な減少と高齢化への対応】

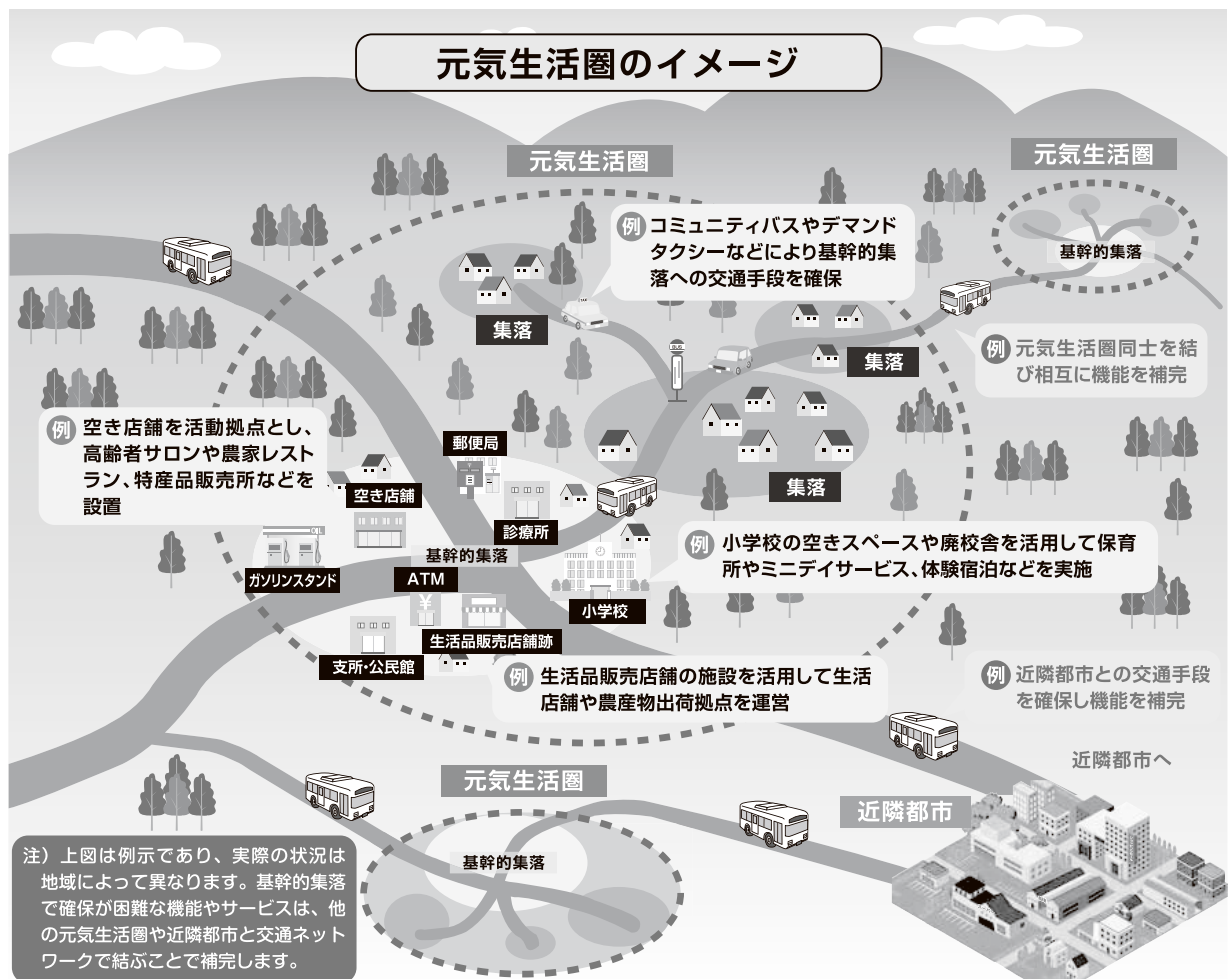
取組の概要	成果と課題
<p>8 地域資源を活かす産業振興プロジェクト</p> <p>○地域資源を活用した産業振興の促進</p> <p>・商品開発やブランド化、販路拡大の支援 等</p>	<p>・地域資源を活用した創業・事業展開数（累計：244件）</p> <p>・事業者等の森林・休農地などを活用した取組の進展</p> <p>・やまぐちブランドの推進</p> <p>【課題：再生可能エネルギーの利活用の促進】</p>

(2) 活力ある中山間地域づくりの推進

中山間地域の集落機能を持続可能なものに活性化し、底力のある地域の形成に向け、次の取組を実施してきました。

① 「やまぐち元気生活圏」づくり

基幹的集落を中心とする複数集落で構成し、日常生活支援機能等を拠点化・ネットワーク化した、「基礎生活圏」を形成するとともに、近隣を中心都市とも連携しながら、基礎生活圏を核とした地域産業の振興や人口定住の促進を目指す、「やまぐち元気生活圏」づくりを推進



○ 拠点化
支所・公民館、学校、診療所、商店などがある集落（基幹的集落）に日常生活に必要な機能やサービスを集め、利用しやすくします。また、地域コミュニティ組織*の活動拠点を設置します。

○ ネットワーク化
基幹的集落とそれぞれの集落や近隣都市を交通機関や情報回線で結び、移動手段の確保と情報端末の利用などにより、どの集落でも生活に必要なサービスが同じように受けられるようにします。

○ 産業の振興と人口の定住
中山間地域の「資源」や「特性」などを活かした、都市と農山漁村の交流推進や、地域コミュニティ組織による生活支援サービスの実施、6次産業化の推進などにより、産業を振興し、人口定住に繋げます。

地域コミュニティ組織 一定の地域を基盤とし、共通の属性や意識を持つ人々を構成員として、地域活動を行う団体や組織のこと。

- 「やまぐち元気生活圏」の実現に向けた市町、地域の取組への支援
「やまぐち元気生活圏づくり推進会議」による取組の普及・啓発や、拠点化・ネットワーク化に向けた基盤整備支援を実施

- 地域コミュニティ組織による地域運営の取組の促進
地域運営組織等が直面している課題に対し、現地における助言や実践活動を支援するコーディネート体制を整備

② 地域住民が主体となった持続可能な地域づくり

住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を策定する「地域の夢プラン」づくりを促進し、その実現に向けた取組を支援することにより、住民が主体となった地域づくり活動を加速化

- 新しい地域コミュニティ組織づくりと「地域の夢プラン」作成の促進
コーディネーターやアドバイザーを派遣し、「地域の夢プラン」の作成を支援

- 地域づくりリーダーの育成・確保に向けた取組の強化
中山間地域づくりの即戦力となる実践的なスキルを備えた人材の育成や、地域づくり団体・NPO法人等の機能強化に向けた課題解決型の研修会の開催

- 多様な人材の力を結集した「やまぐち中山間応援隊」による地域づくり支援
企業や大学生などの外部人材が住民主体の持続的な地域づくりにつながる活動を支援

③ 中山間地域でのビジネスづくり

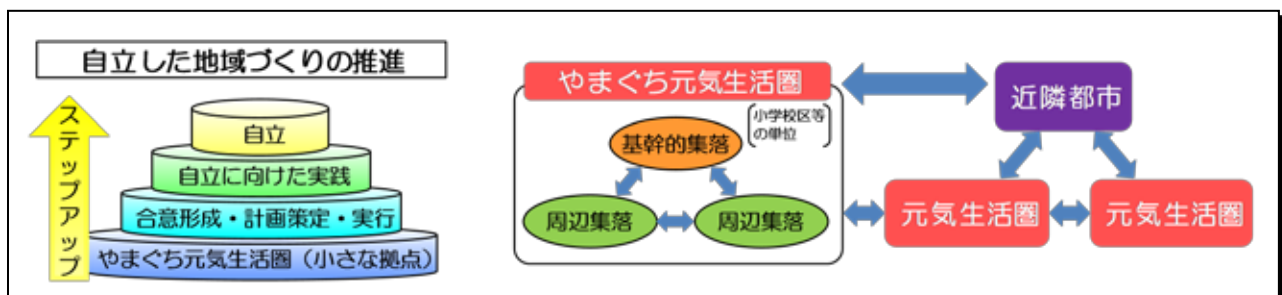
地域の担い手不足等の課題に対応するため、交流の拡大やビジネスづくりを推進

- 都市農山漁村交流の更なる拡大に向けた総合的な施策展開
地域の魅力をゆっくり楽しむ「やまぐちスロー・ツーリズム」の推進に向け、全県的な推進体制を強化

- 体験型教育旅行の受入拡大に向けた取組の強化
体験型教育旅行の受入体制強化に向けた研修会の開催や近隣都市圏に対するPRの実施

- 未利用資源を活用した新しい交流ビジネスづくりの推進
未利用資源を活用したモニターツアー企画案を募集し、採択したツアーの実施と商品化を支援

- 事業者の誘致
中山間地域の廃校、空き店舗などの遊休施設や県内全域で快適な通信環境を活用し、ICT関連企業等のサテライトオフィスの誘致を推進



(3) 数値目標の達成状況

「中山間地域づくりビジョン」に掲げた数値目標の達成状況は、次のとおりです。

施策の柱	数 値 目 標	24年度 基準値	29年度 目標値	29年度 実績値	達成状況
持続可能な 地域社会の 形成	「地域の夢プラン」作成数（累計）	51地域	90地域	84地域	93%
	中山間地域づくりリーダー研修会新規受講者数	－	80人	81人	達成
	地域おこし協力隊員数	6人	40人	60人	達成
	U J I ターン相談件数（年間）（全県）	2,235件	3,600件	6,762件	達成
	農山漁村交流滞在人口（年間）	8.3万人	10万人	13.7万人 (H28)	達成
	中山間地域支援活動の延べ参加者数 （年間）	521人	950人	972人	達成
	景観に関する計画の策定市数	9市	13市	11市	85%
	中山間地域等直接支払制度の体制整備単 価適用面積（年間）（全県）	11,175ha	10,000ha 以上を維持	10,496ha	達成
	水産業・漁村の多面的機能維持・増大取 組件数（全県）	－	134件	114件	85%
	山口型放牧面積（全県）	340ha	430ha	342ha	80%
安心・安全 で暮らしや すい生活環 境の整備	デマンド型乗合タクシー等導入数 （累計）	19箇所	33箇所	34箇所	達成
	自治医科大学の義務年限明け医師の県内 定着率（全県）	66.7%	全国平均以上 (71.0%)	64.9%	91%
	へき地医療協力医療機関数	－	5施設	8施設	達成
	高齢者人口1万人当たり居宅・地域密着 型サービス事業所数（全県）	37.4箇所 (H25)	43.2箇所	38.4箇所	89%
	重層的な見守りネットワークを整備した 市町数	1市	18市町	18市町	達成
	消防団員に占める女性割合（全県）	2.8% (H22)	向上させる	4.0%	達成
	ため池の整備箇所数（累計）（全県）	1,485箇所	1,650箇所	1,583箇所	96%
	治山ダム等の整備地区数（累計）（全県）	1,300地区	1,450地区	1,451地区	達成
	地域子育て支援拠点設置数（全県）	140箇所	150箇所	155箇所	達成
「我がまちスポーツ」の取組への参加者 数（年間）（全県）	6.5万人	8.25万人	9.28万人	達成	
暮らしを支 える多様な 産業の振興	農山漁村交流滞在人口（年間）【再掲】	8.3万人	10万人	13.7万人 (H28)	達成
	体験型教育旅行受入地域数	7地域	12地域	13地域	達成

施策の柱	数 値 目 標	24年度 基準値	29年度 目標値	29年度 実績値	達成状況
暮らしを支える多様な産業の振興	農林漁家民宿数	15軒	35軒	29軒	83%
	農林水産分野の「やまぐちブランド」数（全県）	—	100商品以上	101商品	達成
	集落営農法人数（全県）	183法人	320法人	263法人	82%
	農林漁業新規就業者数（年間）（全県）	195人	235人	236人	達成
	森林バイオマス利用量（年間）（全県）	25千t	55千t	56千t	達成
	鳥獣による農林業被害額（全県）	5.9億円	3.0億円以下	4.7億円	41%
	地域資源を活用した創業・事業展開件数（累計）	181件	240件	244件	達成
	女性起業のグループ数（全県）	223グループ	240グループ	192グループ	80%
	農商工等連携事業計画認定件数（累計）（全県）	6件	10件	7件	70%
	6次産業化・農商工連携による新商品開発件数（累計）（全県）	—	50件以上	52件	達成

全国より早いペースで人口減少・高齢化が進行する中、「山口県中山間地域づくりビジョン」を策定し、総合的・体系的な施策の推進に取り組んできました。

この結果、ビジョンに掲げた数値目標の多くが達成又はほぼ達成するなど、一定の成果を得ることができました。

しかしながら、大きな課題である人口減少・高齢化は依然として歯止めがかかっておらず、地域の担い手不足など、中山間地域が抱える課題の克服への道程は依然として厳しい状況にあります。

こうした中で、引き続き、直面する困難に立ち向かい、活力ある中山間地域を創っていくため、これまでの成果や現状を踏まえ、施策の見直しや重点化を図り、これからの中山間地域づくりの施策を総合的、戦略的に進めていきます。

2 中山間地域の現状

(1) 人口の動向

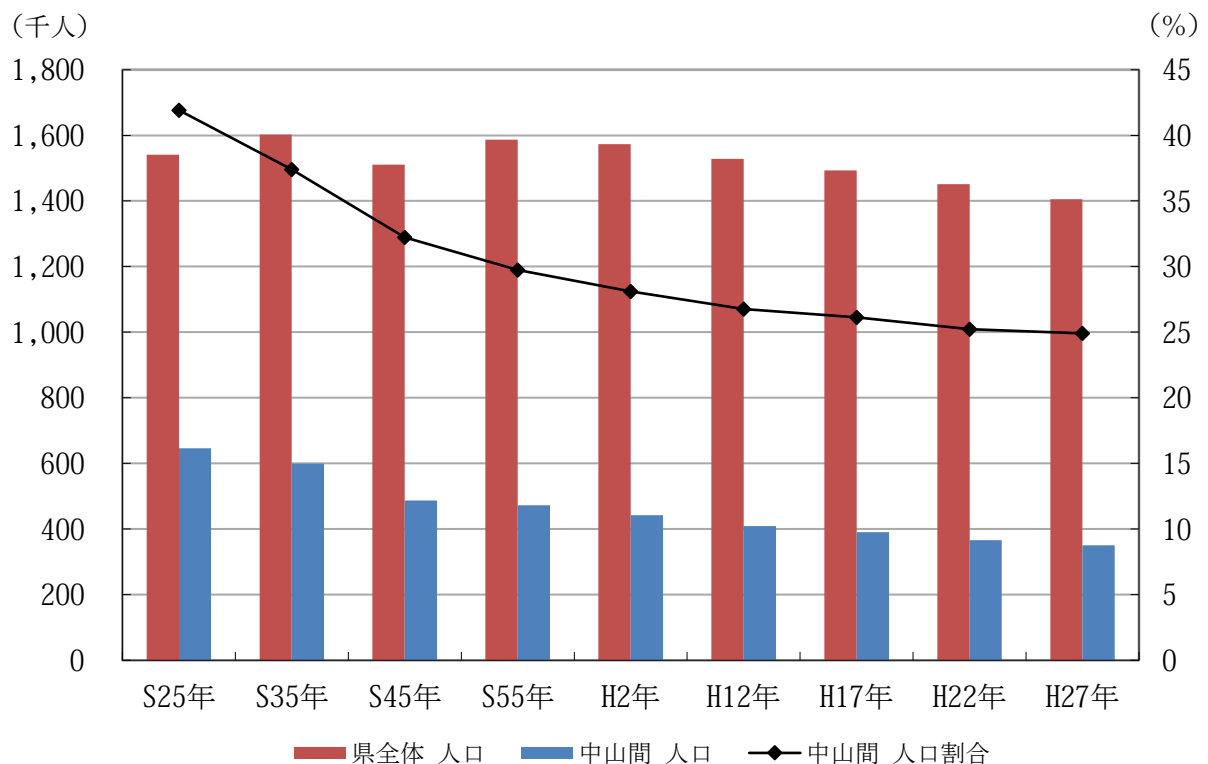
① 人口の減少

1950(昭和25)年と2015(平成27)年の状況を比較すると、県全体の人口は8.8%の減少率であるのに対し、中山間地域では減少幅が大きく、45.8%の減少となっています。

また、県全体に占める中山間地域の人口の割合は、1950(昭和25)年では41.9%を占めていましたが、2015(平成27)年では24.9%に減少しています。(図2-1,表2-1)

なお、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が2018(平成30)年3月に公表した将来推計人口によれば、2045年の県全体の人口は26.3%(約37万人)減少すると予測されています。(図2-2)

[図2-1 県人口と中山間地域人口の推移]



[表2-1 県人口と中山間地域人口の推移]

区分		昭和25年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
中山間	実数(千人)	646	599	487	472	442	409	390	366	350
	対S25年(%)	-	△7.3	△24.6	△26.9	△31.6	△36.7	△39.6	△43.3	△45.8
県全体	実数(千人)	1,541	1,602	1,511	1,587	1,573	1,528	1,493	1,451	1,405
	対S25年(%)	-	4.0	△1.9	3.0	2.1	△0.8	△3.1	△5.8	△8.8

資料) 国勢調査

[図2-2 山口県の将来推計人口]



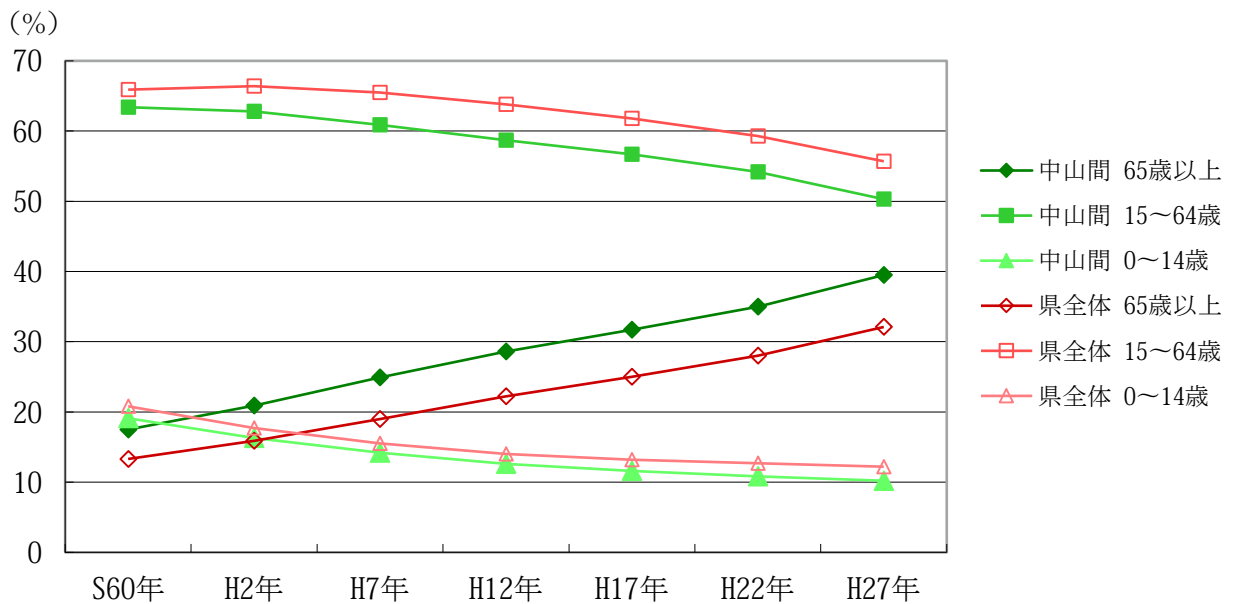
資料) 国立社会保障・人口問題研究所推計 (平成 30 年 3 月) ※2015 年の総人口を 100 とする

② 高齢化の進行

県全体に比べ、中山間地域では50歳以上の構成割合が高くなっており、特に65歳以上では、その割合が県全体を大きく上回っています。

年齢別人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者の割合が増加し続けており、特に中山間地域では1985(昭和60)年の17.5%に比べ、2015(平成27)年には39.5%と、22ポイント増加しています。(図2-3,表2-2)

[図2-3 年齢別人口構成比の推移]



[表2-2 年齢別人口構成比の推移]

(単位：%)

区分		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
中山間	65歳以上	17.5	20.9	24.9	28.6	31.7	35.0	39.5
	15~64歳	63.4	62.8	60.9	58.7	56.7	54.2	50.3
	0~14歳	19.1	16.3	14.2	12.6	11.6	10.8	10.2
県全体	65歳以上	13.3	15.9	19.0	22.2	25.0	28.0	32.1
	15~64歳	65.9	66.4	65.5	63.8	61.8	59.3	55.7
	0~14歳	20.8	17.7	15.5	14.0	13.2	12.7	12.2

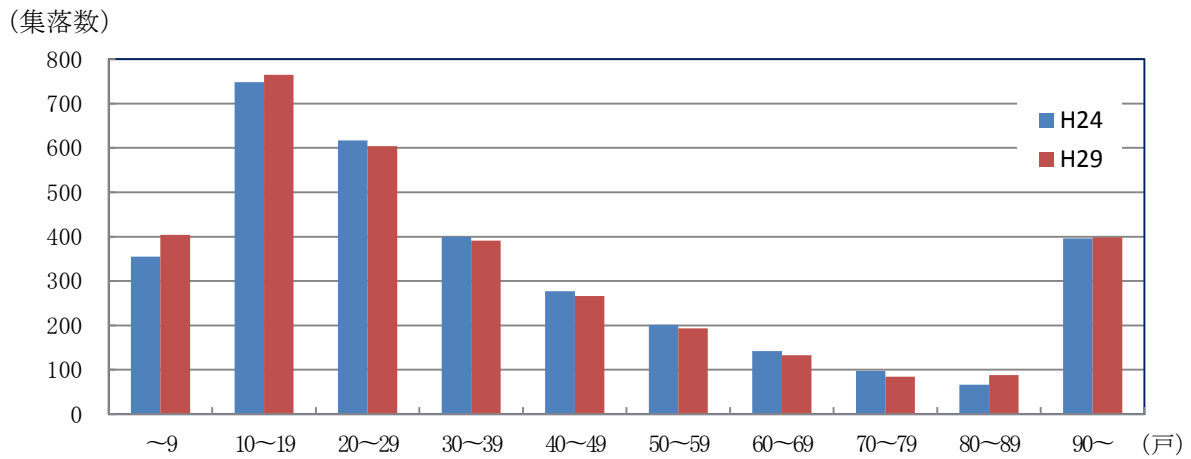
資料) 国勢調査

(2) 集落の状況

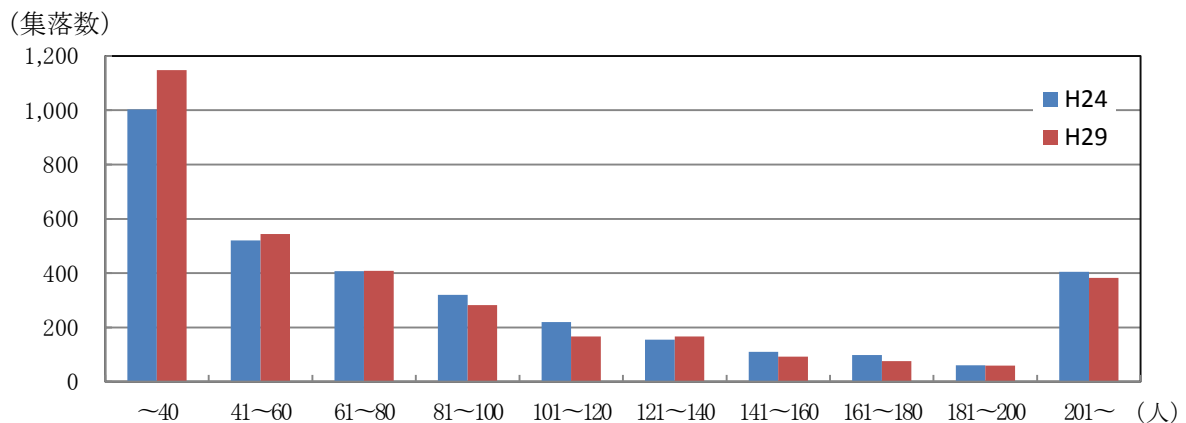
中山間地域における集落は、地域社会の基礎単位として、生産活動や生活を維持する上で、共同体としての機能を発揮してきましたが、人口減少・高齢化の進行等に伴い、集落の小規模・高齢化が進んでいます。

集落の統合や中山間地域の範囲の見直しなどがあり、単純比較はできませんが、2012(平成24)年3月末時点の集落数は3,299集落、2017(平成29)年3月末時点の集落数は3,326集落となっています。(図2-4,図2-5,図2-6)

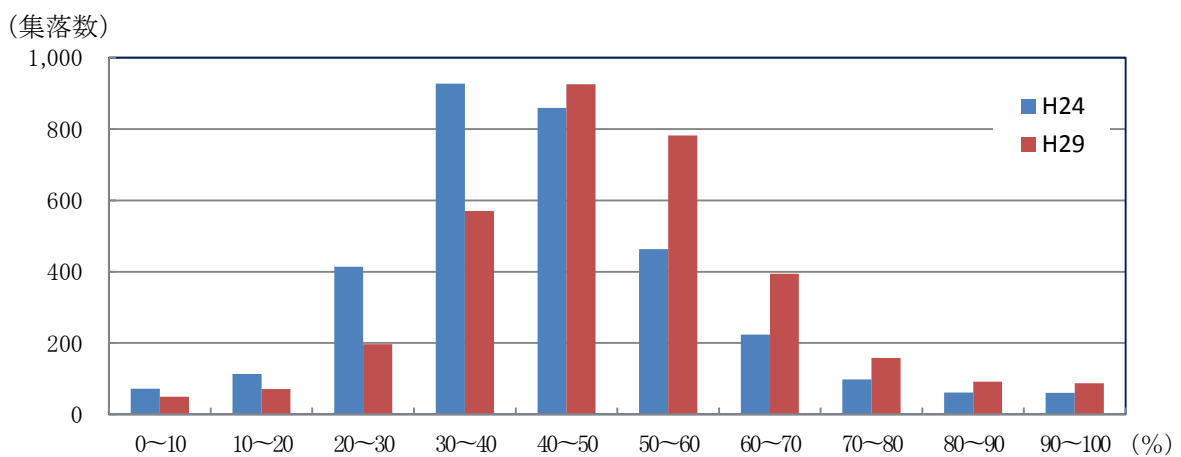
[図2-4 世帯数別の集落の状況]



[図2-5 人口規模別の集落の状況]



[図2-6 高齢化率別の集落の状況]



資料) 県総合企画部調べ (市町からの報告を基に作成)

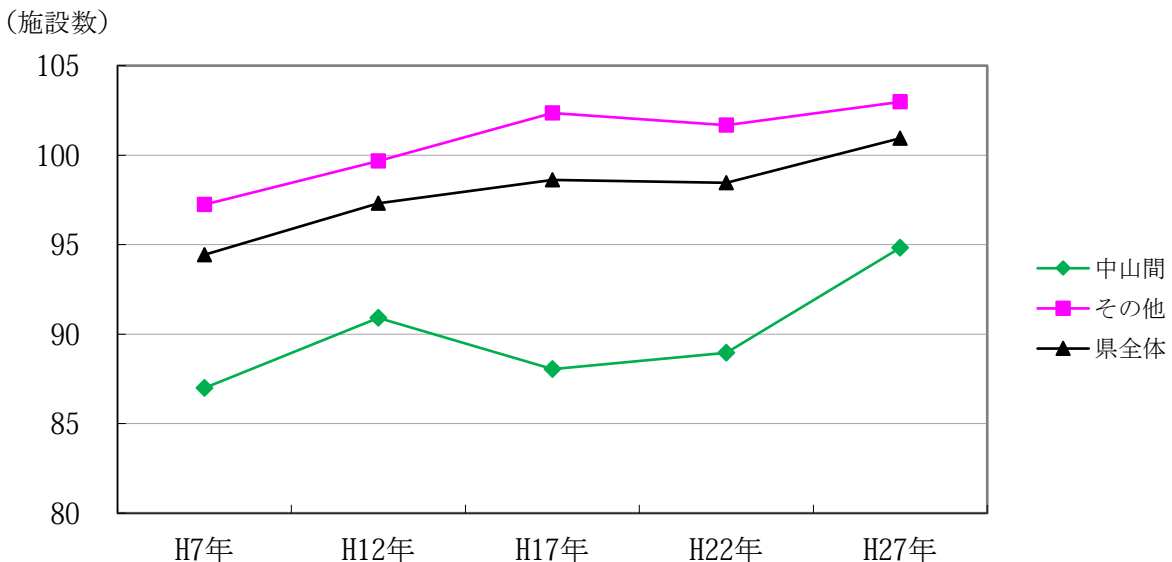
(3) 生活環境の状況

中山間地域では、医療施設、道路、上・下水道、公立学校等の居住環境の整備水準がその他地域に比べ低位にあることが多く、これまでも定住条件の整備を中心に各種生活環境の整備を進めてきましたが、依然として、一定の差が生じており、生活面での課題につながっています。

① 医療基盤

中山間地域では、その他地域に比べ、人口当たりの病院・診療所数が1割程度少ない状況にあり（図2-7、表2-3）、また、無医地区*も存在するなど、医療基盤の充実が望まれています。

[図2-7 人口10万人当たりの病院・診療所数の推移]



[表2-3 人口10万人当たりの病院・診療所数の推移]

(単位：施設数)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
中山間地域	87.0	90.9	88.0	89.0	94.8
その他地域	97.2	99.7	102.4	101.7	103.0
県全体	94.4	97.3	98.6	98.5	100.9

資料) 県総合企画部・健康福祉部調べ

② 生活交通

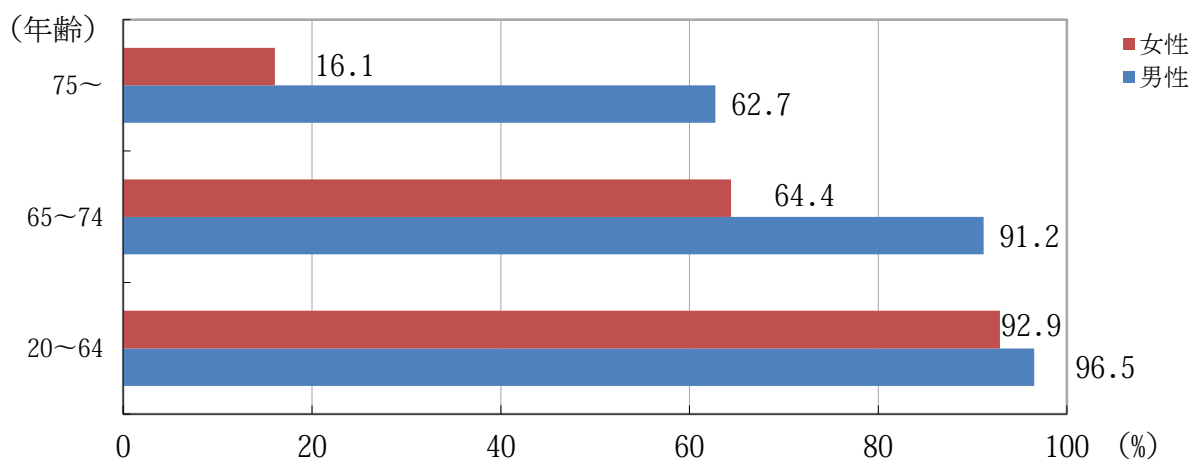
中山間地域における通学、通院、買い物などの日常生活に不可欠な生活交通として、路線バスが大きな役割を果たしていますが、自家用車の普及や過疎化の進行等に伴い、利用者の減少が続いており、地元自治体等の補助金なしでは運行が困難な路線が多数あります。

無医地区 医療機関のない地区で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に人口50人以上が居住している地区であって、かつ、容易に医療機関を利用できない地区のこと。

また、女性高齢者の免許保有率は低く（図2-8）、高齢者の免許返納も増加している中で、身近な生活交通の確保は重要な課題となっています。

[図2-8 年齢別運転免許保有率]

(平成28年12月現在)



資料) 県警察・総合企画部調べ

③ 生活道路、上・下水道

中山間地域の「市町道の道路改良率・舗装率」や「上・下水道普及率」は、2011(平成23)年と比べ、2015(平成27)年では上がっていますが、その他地域と比べ依然として10%程度、低い状況にあり(表2-4,表2-5)、引き続き、生活道路や上・下水道の計画的な整備が求められています。

[表2-4 市町道の道路改良率・舗装率]

(単位: %)

区分		平成23年	平成27年
道路改良率	中山間地域	54.2	55.3
	その他地域	64.1	64.2
	県全体	58.8	59.3
道路舗装率	中山間地域	89.8	90.6
	その他地域	94.5	94.7
	県全体	92.0	92.5

資料) 道路施設現況調査、一部市町調べ

[表2-5 上・下水道普及率]

(単位: %)

区分		平成23年	平成27年
上水道普及率	中山間地域	80.8	81.5
	その他地域	96.9	97.0
	県全体	93.0	93.2
下水道普及率	中山間地域	73.5	78.9
	その他地域	84.9	87.8
	県全体	82.0	85.6

資料) 汚水処理人口普及状況調べ
(集落排水施設、合併処理浄化槽等を含む。)

④ 情報通信基盤

中山間地域での情報通信基盤の整備は着実に進んでいますが、その他地域と比較すると携帯電話の不感地域や、光ファイバー網などの超高速ブロードバンドサービスの提供が不十分な地域が存在していることから、引き続き情報通信基盤の更なる充実を

進めていく必要があります。

⑤ 公立学校の状況

中山間地域では、小・中学校の統廃合が進んでおり、2000(平成12)年と比べ、2015(平成27)年では、3割近く減少しています。

また、小規模校も増加している中で、少人数下での学習環境の整備が求められています。(表2-6,表2-7)

[表2-6 市町村立小学校数の推移] (単位:校)

区分	平成12年	平成27年
中山間地域	190	140
その他地域	171	155
県全体	361	295

[表2-7 市町村立中学校数の推移] (単位:校)

区分	平成12年	平成27年
中山間地域	90	64
その他地域	94	84
県全体	184	148

資料) 教育委員会学校一覧(分校及び休校を除く。)

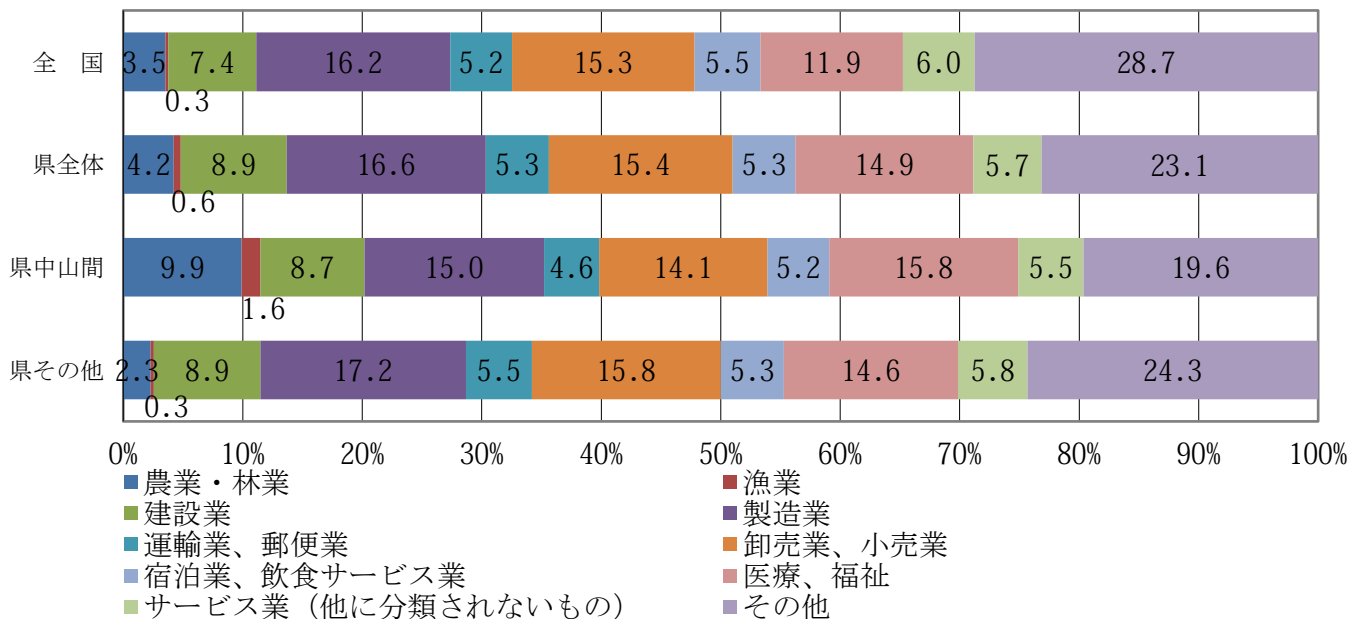
(4) 産業活動の状況

① 就業人口と経済活動の状況

本県中山間地域における産業別の就業人口は、第1次産業の割合が11.5%となっており、その他地域における割合である2.6%に比べて、高いのが特徴ですが、その割合は低下傾向にあり、中山間地域における就業形態は多様化しています。(図2-9)

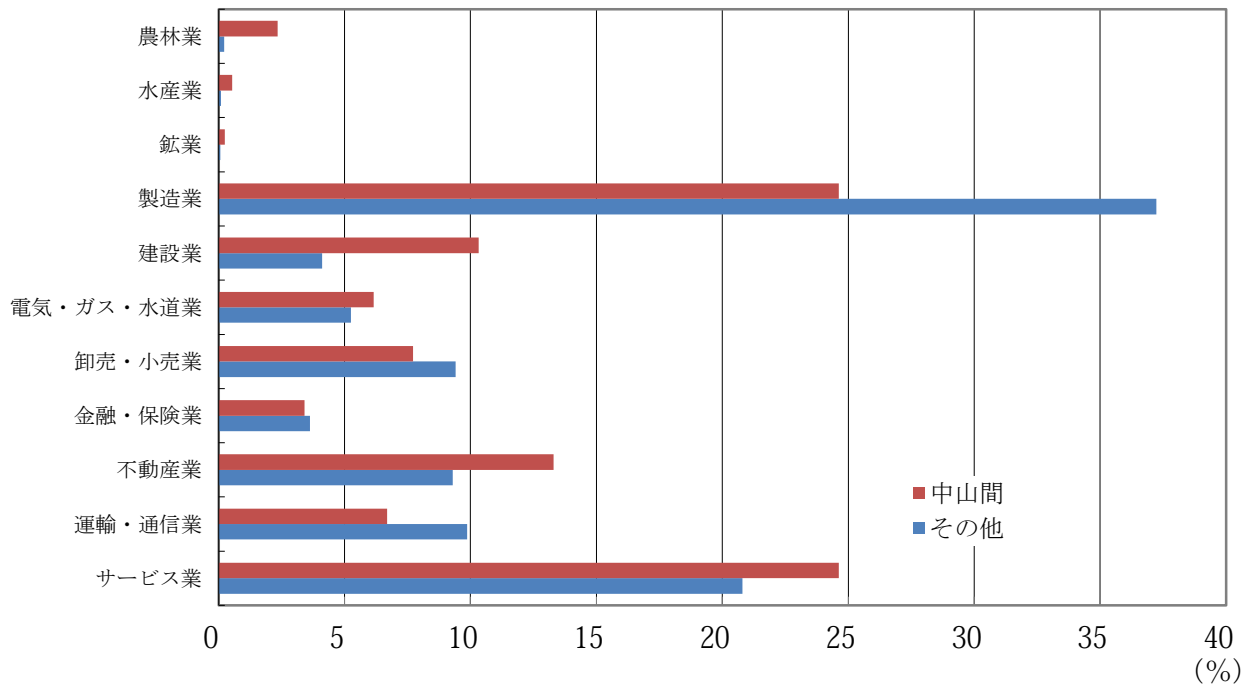
また、経済活動別に市町内総生産額を見ると、中山間地域における第1次産業の総生産額のウェイトは総じて低く、サービス業や製造業、不動産業などの占める割合が高くなっています。(図2-10)

[図2-9 就業人口の割合(平成27年)]



資料) 国勢調査(平成27年)

[図2-10 経済活動別市町内総生産（平成27年度）]



注) 「平成27年度 市町民経済計算」を基に、中山間地域づくり推進課において試算

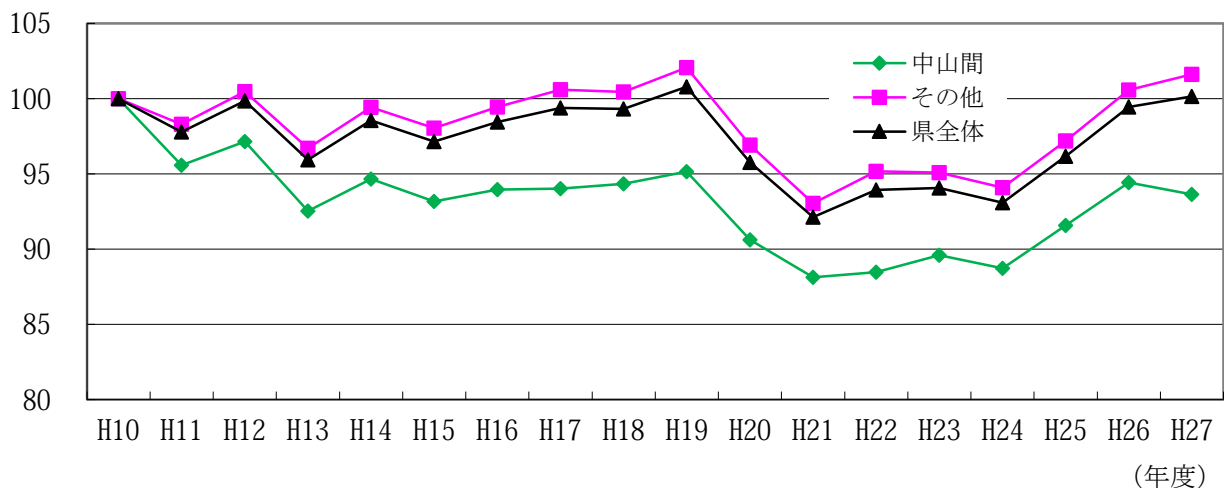
② 産業活動の停滞

中山間地域では、農林水産業における価格の低迷や公共事業の縮減による受注高の減少等を背景にして総生産額が低下しており、1998(平成10)年度を100とした場合、2015(平成27)年度では、93.6ポイントとなっています。(図2-11)

また、産業別総生産額の割合も、就業人口と同様に第1次産業の割合が減少しています。(図2-12)

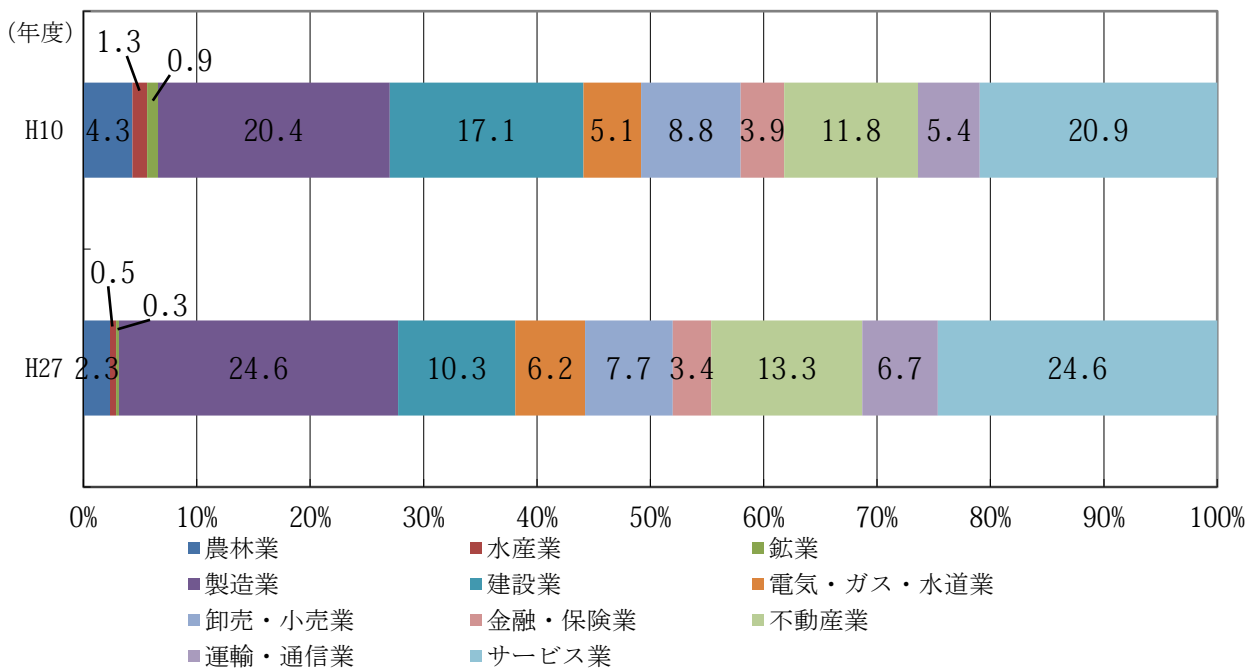
地域住民の経済基盤を強化するための新しい産業の育成や、中山間地域における基幹産業ともいえる農林水産業の振興が大きな課題となっています。

[図2-11 総生産額の推移 - 平成10年度を100とした場合-]



注) 「平成27年度 市町民経済計算」を基に、中山間地域づくり推進課において試算

[図2-12 中山間地域における産業別総生産額の割合]

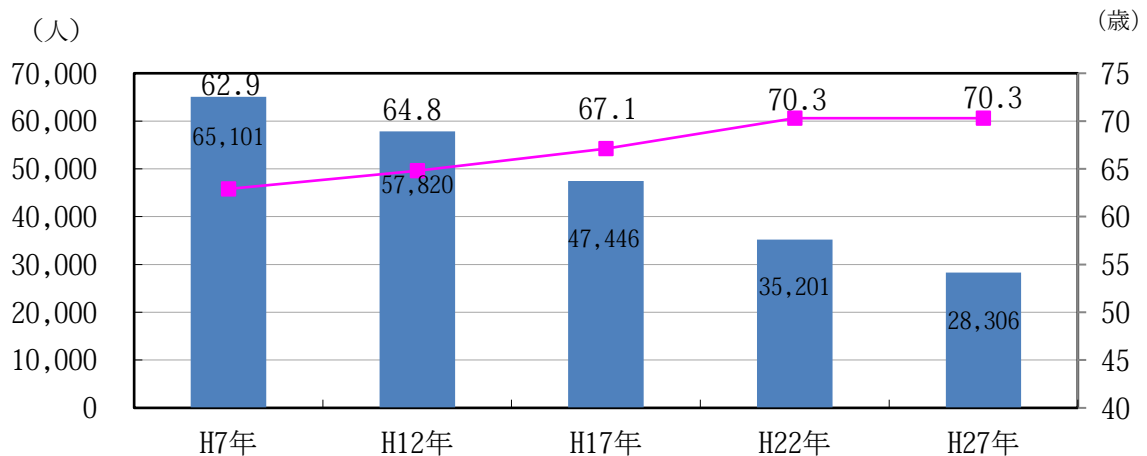


注) 「平成27年度市町民経済計算」を基に、中山間地域づくり推進課において試算

(5) 地域農業の状況

農業就業者の減少・高齢化が進行しており、2015(平成27)年の販売農家の農業就業人口は、28,306人で、平均年齢が70歳を超える状況となっています。(図2-13,表2-8)
 また、自給的農家や土地持ち非農家の耕作放棄面積が増加しており(図2-14)、集落営農等の農地の受け皿組織の育成が課題となっています。

[図2-13 農業就業人口・平均年齢の推移]

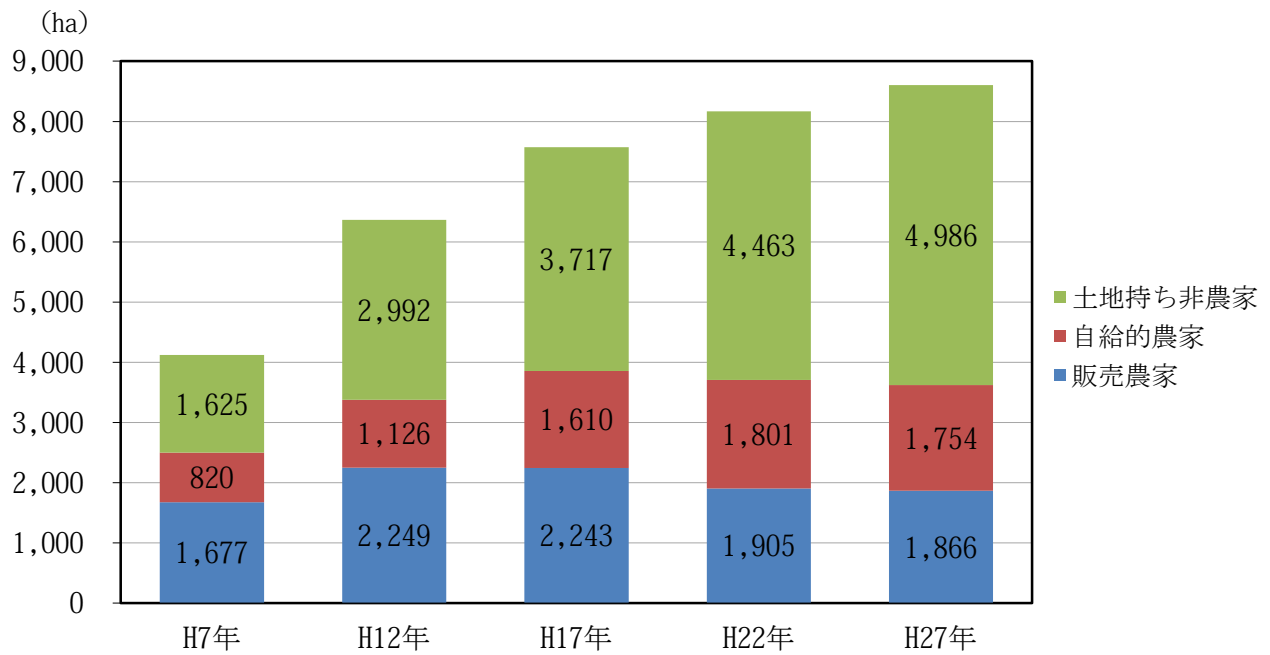


[表2-8 農業就業人口・平均年齢の推移]

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農業就業人口(人)	65,101	57,820	47,446	35,201	28,306
平均年齢(歳)	62.9	64.8	67.1	70.3	70.3

資料) 農林業センサス、山口県の農林業(県総合企画部)

[図2-14 経営区別耕作放棄面積の推移]



資料) 農林業センサス、山口県の農林業 (県総合企画部)

3 中山間地域の「強み」と「潜在力」

本県には困難な課題を克服することができる、多くの強みと可能性があります。これまでの成果の上に立って、強みを活かし、可能性としての潜在力を引き出して大きく伸ばすことにより、中山間地域の活力を高めていきます。

(1) 全県的に元気生活圏づくりの取組が進展

中山間地域の全ての市町（18市町42地域）において「やまぐち元気生活圏」づくりの取組が始まっています。

(2) 中山間地域の資源を活かし、中山間地域と都市部との交流が拡大

中山間地域と都市部が比較的短時間で行き来できるという地理的特徴があり、都市・農山漁村交流を活発化する上で適した環境にあることから、都市部で働きながら中山間地域で活躍するという新しい生活スタイルの構築も可能です。

また、古民家等の中山間地域にある資源を活用し、中山間地域の活性化や子どもの教育への効果が期待できる体験型教育旅行*などの取組が進んでおり、都市と農山漁村との交流が拡大しています。

(3) 企業・大学等による地域課題解決に向けた支援体制の充実

企業の社会貢献活動や大学生等による地域づくりの支援が進んでいます。

(4) 情報通信ネットワークの環境整備が進展

サテライトオフィス*など新しいビジネスを呼び込む環境が整っている地域があります。

4 中山間地域づくりを進める上での主要な課題

(1) 自立・持続可能な中山間地域を支える仕組みづくり

中山間地域では、人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が難しくなっており、集落機能を維持するための広域的な範囲での支え合いの組織づくりや、地域を支える新しい担い手の育成・確保を進めていく必要があります。

また、住民が主体となって地域の課題を地域で解決していく「住民主体の地域づくり」が重要となっています。

■ 広域的な範囲で集落を支え合う仕組みづくり

人口減少・高齢化の進行により、集落自体の存続が懸念される地域も生じるなか、こうした状況に対応するためには、集落の枠を超えた広い範囲で日常生活に必要な機能・サービスを拠点化しネットワークで結ぶことにより、集落機能や日常生活を支える生活圏を形成していくやまぐち元気生活圏の取組を促進していくとともに、地域づ

体験型教育旅行 児童・生徒が農山漁村でホームステイをしながら行う、農林漁業体験をはじめとした様々な体験活動を取り入れた修学旅行等のこと。

サテライトオフィス 企業や団体が、都市部等に構える本拠とは別に、地方等の遠隔地に設置するオフィスのこと。

くり活動が低下した周辺集落について、集落機能を維持・活性化し、元気生活圏づくりに繋げるため、地域に寄り添った支援を集中的に実施していくことが必要です。

■ 地域の担い手の育成・確保

中山間地域においては、地域活動の担い手不足が課題となっており、地域づくりの中心となるリーダーを育成・確保していくことが必要とされています。

こうした状況に対応するためには、地域人材の掘り起こしや、研修会の開催等により新しい人材を育成していくとともに、企業や大学生、地域おこし協力隊をはじめとした幅広い外部人材の活用を進めていくことが必要です。

■ 民間団体との協働による支援体制の構築

行政のみでは、専門的・継続的にタイムリーな支援に限界があることから、地域運営の課題解決にあたって、民間の活力の活用や、行政との連携が重要とされています。

そのため、現場の活力や知恵を結集する仕組みとして、大学、NPO法人等地域の多様な主体が連携した、専門的・持続的な支援を行う体制の構築を推進していくことが必要です。

■ 住民主体の地域づくりの推進

地域課題の解決に向けて、地域住民が主体となった活動を効果的に進めていくためには、地域運営組織*や社会福祉協議会、農商工団体など、多様な主体との連携を図ることが重要です。

また、住民主体の地域づくり活動や組織運営を進めていくためには、自立運営に向けた継続的な運営資金確保のための収益事業に取り組む事業組織の設立・運営を総合的に支援していくことが必要です。

(2) 移住・定住・交流の促進による新しい人の流れの創出

人口減少を抑制し、地域の活力を維持・活性化していくためには、YY!ターン(UJIターン)による定住の促進や、雇用の受け皿として期待される第1次産業への新規就業対策などを推進するとともに、地域外の住民等との交流や連携により、地方への新しい人の流れを創出していくことが重要となっています。

■ YY!ターン(UJIターン)による移住・定住の促進

東京圏への一極集中を是正し、地方における地域の担い手を確保・育成していくためには、YY!ターン(UJIターン)による移住・定住を促進するとともに、人々のライフスタイルの多様化を踏まえ、地域や地域の人と多様に関わる「関係人口」に着目した取組を進めていくことが必要です。

■ 都市農山漁村の多様な交流の促進

より深い地域との関わりに繋がる交流の促進など、人の流れの創出による地域活性化を図っていくためには、新しい地域担い手組織の育成や、多様化する都市住民の趣向や環境変化に対応した多様な滞在施設の整備を促進していくことが必要です。

地域運営組織 小学校区や公民館区等の広域的な範囲で、暮らしを支える仕組みづくりに取り組む住民組織のこと。

■ 新規就業対策の促進

地域農林水産業における担い手の高齢化や後継者不足等の厳しい状況に対応していくためには、募集から技術研修、就業、定着までの一貫した支援策の活用、特に、定着に向けての関係機関・団体と一体となった取組の推進が必要です。

(3) 安心・安全に住み続けられる地域社会の構築

集落の小規模・高齢化に伴い、地域における相互支援機能の低下が懸念されており、中山間地域で安心・安全に暮らし続けるための環境を確保していくことが重要となっています。

また、高齢化が急速に進行する中で、高齢者等が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域の体制づくりを進めていく必要があります。

■ 地域での助け合いの仕組みづくり

住み慣れた地域で、お互いが支え合いながら、安心して安全に暮らせる生活環境を築いていくためには、地域住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携を図りながら、地域における見守り・支え合いの体制づくりを進めることが重要です。

また、高齢者や障害者等が地域の中で自立した生活ができるよう、地域での助け合い機能を発揮できるような仕組みづくりが必要です。

■ 防災面での支援体制の整備

中山間地域では、集落戸数の減少や高齢者のみの世帯の増加が進んでおり、地域における防災面での対策を強化することが重要であり、自主防災組織*活動の活性化を図るとともに、災害などの緊急時において、迅速、的確に要配慮者等を支援できるよう、地域の体制を整備することが必要です。

■ 身近な生活交通システムの構築

中山間地域において、高齢者の買い物や通院、児童生徒の通学などの日常生活を維持していくためには、交通不便地域を解消し、地域の生活を守る身近な交通手段を確保することが重要です。

各地域においては、日常生活に欠かせない路線バス等の維持に努めるとともに、デマンド型乗合タクシー*の導入や福祉バス等と連携した交通システムなど、地域住民の生活を支える新しい交通システムの構築を、更に進めていく必要があります。

(4) 中山間地域の多様な資源を活かした産業の振興

中山間地域では、基幹産業である農林水産業をはじめ、地域の産業活動が停滞している状況にあり、産業活動の活発化や新しい雇用の創出は、切実な問題となっています。

■ 農林水産業の振興

中山間地域の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、持続可能な農業生産の

自主防災組織 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。

デマンド型乗合タクシー 利用者のニーズに応じて、電話予約や区域運行など、柔軟な運行を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスのこと。

仕組みづくりや農業への幅広い新規参入の促進、地域の特性を活かした農林水産物づくりなどを進める必要があります。

また、野生鳥獣による農林業等への被害を防止するため、捕獲の担い手を確保・育成するとともに、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組む必要があります。

■ 地域資源を活用した新しい産業の展開

中山間地域には、多様な地域資源が存在することから、これらの資源を効果的に活用して、関係機関や団体が連携し、「売れるものづくり」の観点から、農商工連携や6次産業化の展開、活発な創業活動を促進する必要があります。

■ 経営的視点を重視した観光交流の促進

人口減少社会を迎える中で、地域の活性化を図るためには、観光交流人口の拡大を図ることが重要であり、本県中山間地域の都市近接という地域特性や豊かな地域資源を活かしながら、都市と農山漁村との観光交流を促進し、より経営的な視点を重視した観光・交流産業として育成することが必要です。

第3章 基本目標と施策の柱

1 ビジョン改定の視点

「中山間地域づくりビジョン」に基づく取組により、やまぐち元気生活圏の形成に全市町が着手したほか、都市農山漁村交流の拡大など、一定の成果が現れているものの、中山間地域では、前述したとおり、多くの課題を抱えています。

このため、次の視点でビジョンを見直し、条例に掲げる基本方針に沿って、総合的・体系的な施策展開を図っていきます。

◇ 中山間地域を取り巻く情勢変化への対応

- ・人口減少や高齢化の進行に対応した地域づくりの推進
- ・中山間地域で安心・安全に暮らしていけるための対策の推進
- ・地域の活性化に向けた移住・定住や交流の促進と産業振興対策の強化
- ・地域や市町と連携した支援体制の充実
- ・地方創生の取組に呼応した取組の推進

◇ 取組成果や課題等を踏まえた施策の重点化と新たな対策の検討

- ・やまぐち元気生活圏の形成に全市町が着手する中、地域経営力を持った中山間地域へのステップアップが必要
- ・地域への新しい人の流れをつくるため、交流や移住・定住の促進と地域資源を活かした産業の振興が必要

◇ 本県中山間地域の「強み」・「潜在力」を活かす、特徴ある施策の構築

- ・豊かな地域資源や都市地域と近接する地理的条件、社会資本の整備状況など、本県中山間地域の強みを活かした、多様な主体の連携による地域づくりの推進

2 中山間地域づくりの基本的な考え方

中山間地域づくりを推進するに当たっては、

中山間地域の住民一人ひとりが、安心して暮らし続けられるよう、人口減少下にあっても活力を維持・創出し続ける持続可能な中山間地域づくりを推進していきます。

3 基本目標

「第2章 中山間地域の現状と課題」や「ビジョン改定の視点」などを踏まえ、計画期間における基本目標を次のとおりとします。

【基本目標】

人口減少社会を生き抜く中山間地域の実現

～いつまでも安心して暮らし続けられる中山間地域を目指して～

4 施策の柱

「基本目標」の下に、次の4つの「施策の柱」を設定し、人口減少社会を生き抜く中山間地域の実現を目指します。

1 自立・持続可能な中山間地域の創造

人口減少・高齢化の進行による担い手不足が深刻化し、集落そのものの維持が難しくなりつつある中で、活力ある地域社会を構築していくため、集落機能の低下等を周辺の集落で支え合う仕組みづくりを進めるとともに、自立に向けて地域自らが地域課題解決に持続的に取り組むなど、地域経営力を持った地域づくりを進めます。

2 移住の推進等による新しい人の流れの創出

中山間地域の活性化を図るため、YY！ターン（UJIターン）による移住・定住の促進や都市と地域との多様な交流による、地域への新しい人の流れをつくとともに、地域づくりの新しい担い手の育成・確保を促進します。

3 安心・安全でくらしやすい生活環境の整備

中山間地域で、誰もが「安心・安全」に暮らし続けられるよう、日常生活に欠かせない生活交通や買い物の利便性の確保、医療・福祉サービスの充実など生活環境基盤の整備を進めるとともに、若い世代も住み続けたいとなるような定住環境の整備や高齢者等が元気に活躍する環境づくりを進めます。

4 中山間地域の強みを活かした多様な産業の振興

農林水産業の振興を基本としつつ、中山間地域の多様な地域資源を有効に活用し、地域産業が連携した新しい事業の展開や創業活動等を促進し、地域住民が生きがいを持ち、安定した暮らしが続けられるよう、魅力ある雇用の場の創出・確保を図ります。

「施策の基本方針」については、山口県中山間地域振興条例において、次のとおり規定されています。

- 1 中山間地域の有する多面にわたる機能に関する県民の意識の啓発を図ること。
- 2 中山間地域の住民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- 3 定住を促進するための生活環境の整備及び住民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- 4 集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- 5 農林水産業その他の中山間地域における産業の振興を図るとともに、中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- 6 中山間地域とその他の地域との間及び中山間地域相互間における多様な交流及び連携を図ること。

5 施策の進め方

基本目標の実現に向けて、施策の「4つの柱」の下に、県民・市町・県の力を結集し、本県の総合力を高めながら、次のような観点から施策を進めます。

(1) 施策の体系的な推進

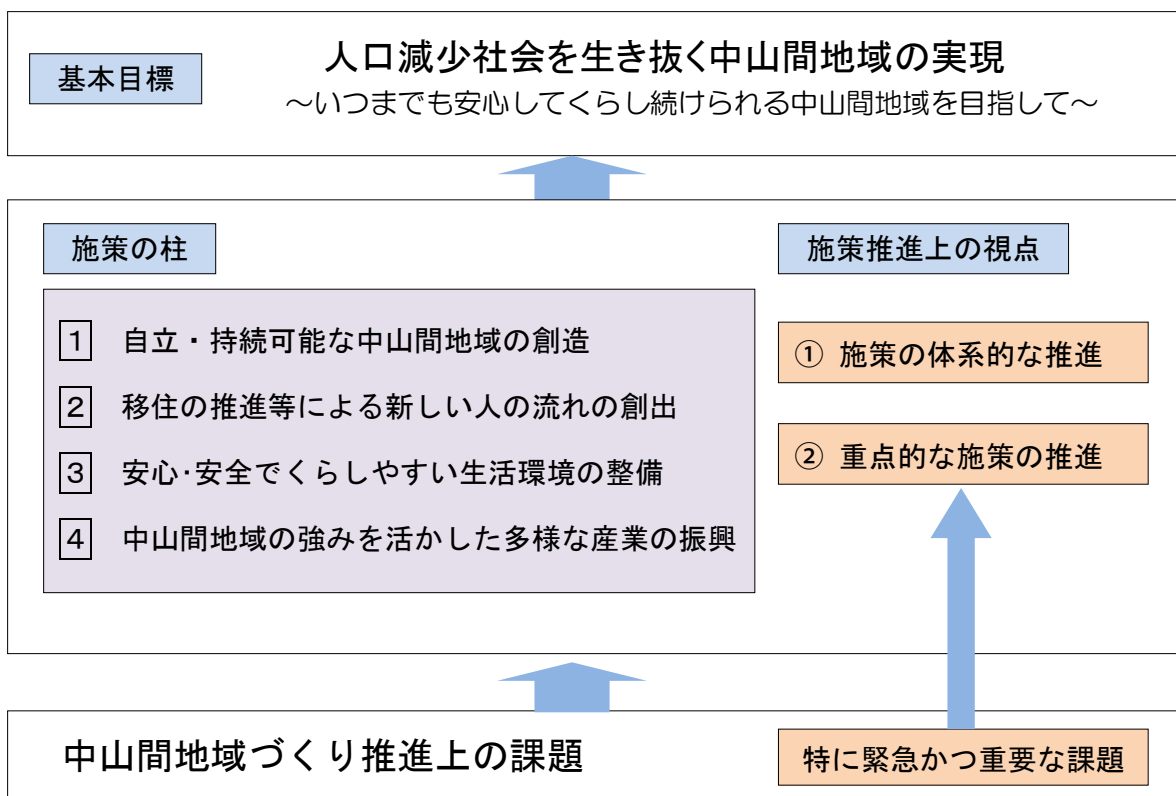
様々な課題やニーズを抱える中山間地域において、活力を維持・創出し続けていくためには、市町、地域と連携・協働しながら、全庁を挙げて、総合的な視点に立って中山間地域対策を進めていく必要があります。

このため、施策の柱に沿って、諸施策を体系化し、取組を進めていきます。

(2) 重点的な施策の推進

中山間地域の置かれている厳しい環境の中で、ビジョンの計画期間内に、一つでも多くの成果を上げていくためには、「今、何が必要で、何をなすべきか」を的確に判断しながら、施策に集中的に取り組んでいくことが重要です。

このため、今後の中山間地域づくりを進める上で特に緊急かつ重要な課題に対し、取り組むべき対策を「重点プロジェクト」として掲げ、集中的に取り組んでいきます。



【山口県らしさを活かす】

本県では、県土の約7割を中山間地域が占めていますが、一方で、都市地域がバランスよく点在しており、両地域が近接する地理的条件は、本県ならではの特徴であり、大きな魅力ともなっています。

このため、施策の推進に当たっては、中山間地域と都市地域との一体的な取組や、双方のメリットを活かし、デメリットを補う仕組みづくりが重要です。

第4章 施策の体系的な推進

総合的な視点に立って中山間地域対策を進めていくため、施策の柱に沿って、諸施策を体系的に整理し、総合的に取り組んでいきます。

《施策の体系》

1 自立・持続可能な中山間地域の創造

- (1) やまぐち元気生活圏づくりの推進
- (2) 地域経営力の向上
- (3) 豊かな地域資源の保全と継承

2 移住の推進等による新しい人の流れの創出

- (1) ヨー！ターン（UJターン）による移住・定住の促進
- (2) 都市と地域の多様な交流の促進

3 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

- (1) 暮らしの安心の確保
- (2) 暮らしの安全の確保
- (3) 保育・教育等の子育て環境の整備
- (4) いきいきとくらせる環境づくり

4 中山間地域の強みを活かした多様な産業の振興

- (1) 観光・交流産業の振興
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 地域産業連携による新産業の創出
- (5) 地域資源を活かしたビジネスの創出

1 自立・持続可能な中山間地域の創造

中山間地域では人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が難しくなるなど、既存の集落単位の取組だけでは、地域を維持することが困難となる地域も生じています。

こうした状況に対応し、活力ある地域社会を構築していくためには、広域的な範囲で日常生活を支え合う「やまぐち元気生活圏」づくりを進めるとともに、自立に向けて地域自らが地域課題解決に持続的に取り組むなど、地域経営力を持った地域づくりを進めることが重要となっています。

また、地域における担い手不足が懸念される中で、これまで地域を支えてきた世代を引き継ぐ人材の育成・確保を促進する必要があります。

さらに、中山間地域の多面的機能を保全・継承し、活力ある地域社会を維持していくためには、地域の良さを学び、それを地域づくりに活かしていくとともに、地域資源の適切な保全・管理に努めていく必要があります。

■ 施策展開の方向

- (1) 既存の集落の枠を超える広域的な範囲で、日常生活支援機能等を拠点化・ネットワーク化し、近隣の中心都市とも連携しながら地域産業の振興や人口定住の促進を目指す「やまぐち元気生活圏」づくりを推進するとともに、やまぐち元気生活圏を支える広域的な新しい地域コミュニティ組織づくりや住民主体の地域づくりを進めます。
- (2) 自立した地域づくりを進めるため、地域主体による持続的な取組体制の確立に向けた取組や、地域における産業創出・収入の確保に向けた取組を支援するとともに、地域経営をマネジメントできる人材の育成・確保を進めます。
- (3) 住民総参加の仕組みづくりを推進するとともに、移住者や地域おこし協力隊など外部からの人材を活用することにより、女性や高齢者・若者など、地域運営の多様な担い手の確保を進めます。
- (4) 中山間地域の多面的機能への理解を深め、その保全や活用のための取組を県民と協働して進めます。

■ 施策目標

項目	数値	
	2017年度(基準年)	2022年度(目標年)
やまぐち元気生活圏づくりに取り組む地域数	23地域	60地域
中山間地域づくり人材育成研修の参加者数(累計)	-	550人(5年間)
転入者アンケートによる「YY!ターン」実績数(移住者数)(累計)	1,745人	10,000人(5年間)
地域おこし協力隊員数	60人	85人
企業や大学生等による地域づくり支援活動への参加者数(累計)	-	4,000人(5年間)
景観に関する計画の策定市数	11市	13市
中山間地域等直接支払制度の取扱面積(年間)(全県)	11,921ha	12,000ha
水産多面的機能取組水域内の生物増加率	-	5%以上増加
山口型放牧の新規取組面積(累計)	48ha(4年間)	80ha(5年間)

■ 具体的な取組

(1) やまぐち元気生活圏づくりの推進

人口減少・高齢化が急速に進行する中山間地域では、集落単位での地域活動の維持が困難になりつつあり、既存の集落の枠を超え、複数の集落が広域的に支え合う体制づくりが必要です。

① やまぐち元気生活圏の形成

中山間地域の集落機能を持続可能なものに活性化し、底力のある地域を創っていくためには、複数の集落が広域的に支え合う「やまぐち元気生活圏」の形成が必要です。

- 複数集落単位で生活サービス等の拠点化とネットワーク化を推進するとともに、近隣の中心都市等と連携し、地域産業の振興や定住の促進を目指します。
- 小学校区や大字等の、広域的な範囲で集落を支え合う、新しい地域コミュニティ組織づくりを促進するとともに、持続的な活動体制づくりを支援します。

② 市町による元気生活圏づくりへの主体的な取組

元気生活圏の圏域設定や集落間の連携、実践活動の立ち上げには、住民に身近な行政である市町からの積極的な働きかけと、きめ細かな支援が重要です。

- 新しい地域コミュニティ組織づくりや地域課題の解決に向けた支援など、市町の「中山間地域づくり指針」に沿った市町の主体的な取組や、市町と県、関係団体が連携し、課題解決に向けて一体となって取り組む体制づくりを進めます。

③ 住民主体の地域づくりの促進

地域が抱える様々な課題を解決していくためには、地域住民による自主的・主体的な活動を展開することが必要です。

- 住民相互の話し合いやワークショップ等を通じて、住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定めるとともに、その実現に向けた実践活動を市町が主体となって支援します。
- 新しい地域コミュニティ組織等における、住民が主体となった地域づくり活動を進めるため、市町や関係団体等も参加する「住民参加の場」づくりを促進します。
- 住民が自主的・主体的に地域課題の解決に取り組んでいく「住民自治」の体制づくりを支援するとともに、地域住民による生活サービスや地域資源を活用した経済活動等の取組を促進します。
- 県と市町が連携し、地域課題の解決に向けた実践活動の促進や、未利用の公有施設を有効活用した活動拠点づくりや、拠点地区での生活基盤の集中的な整備の促進、地域の実態や活動状況等に応じた効果的な支援制度の構築に努めます。
- 集落機能の低下が著しい地域の維持・活性化を図り、やまぐち元気生活圏づくりに繋げるための地域に寄り添った集中的な支援を実施します。

④ 地域づくりの新しい担い手の育成・確保

中山間地域を支えてきた人材の世代交代に向けて、中山間地域を支える、新しい地

域づくりを担う人材や団体を育成・確保することが重要です。

a 地域づくりの担い手の育成・確保

- 広報誌等を活用して、「住民参加の場」への多くの住民の参画を促すとともに、活動への参加を通じて地域づくりへの女性・高齢者・若者等の総世代参画を促進し、地域の担い手の確保を促進します。
- 「住民参加の場」における話し合い活動等を通じて、地域づくりリーダーの育成・確保を促進します。また、地域コミュニティ組織の運営に関し、複数のリーダーを確保するなど、意識的にリーダー群が育成されるよう努めます。
- 新しい地域の担い手を育成・確保するため、地域づくりの専門家を招いた研修会などを関係機関・団体等と連携して開催します。
- 地域づくりにおける男女共同参画を推進するため、女性による地域課題の把握や意見の取りまとめを支援するとともに、住民組織等における役員への登用や地域での意識啓発、家族経営協定の締結などを促進します。
- YY!ターン(UJIターン)等を促進し、地域づくりのための多様な人材の確保を推進します。
- 地域おこし協力隊など、中山間地域での活動に意欲のある支援人材の導入を促進します。

b 地域づくり活動団体、NPO法人の育成

- 子ども会、老人クラブ、女性団体、NPO法人等の自主的な地域づくり活動や、各団体の連携した取組を促進するとともに、新しい支援者や活動団体の育成やNPO法人化を促進します。

c 郷土に誇りと愛着をもつ人材を育てる教育の実践

- 「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、「山口県伝統・文化教材集」を活用することで、子どもたちが、地域の自然や伝統、文化、先人の生き方等を学び、ふるさとへの誇りと愛着を育む機会の充実を促すとともに、各学校における好事例の共有と取組の普及を図ります。
- 首長部局や公民館、関係団体等と連携し、多様な人材の参画による地域ぐるみの活動を通して、子どもたちの地域の担い手としての意識を育む教育を推進します。

d 情報の受発信や人材のネットワーク化

- ホームページや研修等での情報交換の機会などを通じ、様々な先発事例や地域づくり情報、活動ノウハウなどの提供や情報の共有化を図ります。
- 研修会の開催等により、活動団体や地域づくりリーダー等への情報の提供、交換等を行うための場づくりや広域的なネットワークづくりを推進します。

⑤ 地域に寄り添った支援体制の整備

民間の活力を活用して、地域づくりを実践する団体や、地域の運営を総合的にマネジメントする人材の活動を、地域に寄り添ってサポートする体制を整備することが重要です。

- 民間の活力を活用して、きめ細かな情報提供やアドバイス、コーディネート等のサポートを行い、地域の実情に合わせた地域づくりを継続的・専門的に支援する体制を整備します。
- 地域経営を担う組織の立上げや事業運営の実施、また、そのために必要な人材の育成・確保、適切なノウハウの取得等の取組を支援します。

(2) 地域経営力の向上

人口減少・高齢化が進行する中山間地域で、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、自立に向けて地域自らが地域課題解決に持続的に取り組むなど、地域を経営していく仕組みづくりを進めます。

① 地域主体の持続的な取組体制の形成

地域住民が主体となって、市町等と連携しながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行う組織を形成することが必要です。

- 自立した地域づくりに向けて、地域住民の当事者意識の醸成や、地域の課題解決に向けた事業等の取組を持続的に行う地域を経営する組織「地域経営会社」の立ち上げ等の、地域住民の主体的な取組を、市町と県、関係団体等が役割を分担して支援します。

② 地域の自立のために必要な事業の実施

「地域経営会社」が中心となり、地域で暮らすための生活サービスの維持・確保及び地域における仕事・収入の確保など、地域が自立するために必要な事業を実施することが必要です。

- 「地域経営会社」が実施する、商店やガソリンスタンド、地域交通等、地域住民のニーズに対応した、日常生活に必要な生活サービスの維持・確保に向けた取組を支援します。
- 「地域経営会社」の持続的な運営や地域での雇用創出に向けて、地域資源を活かした事業や採算のとれる生活サービスの展開、複数の事業を組み合わせる収入を増やす取組を支援します。

③ 地域経営をマネジメントできる人材の育成・確保

地域全体を見渡し最適な運営を考えて事業活動を切り盛りする人材を育成・確保することが必要です。

- 「地域経営会社」が持続的に運営を行っていく上で必要となる、地域・経営マネージャーの育成・確保を促進します。
- 研修等を通じた地域内における人材の育成や世代交代の循環の仕組みづくり、移住者や若者・女性の積極的な登用等による新しい人材の確保など、多世代で世代交代ができる「人材群」の形成を促進します。

④ 地域に寄り添った支援体制の整備(再掲)

民間の活力を活用して、地域づくりを実践する団体や、地域の運営を総合的にマネジメントする人材の活動を、地域に寄り添ってサポートする体制を整備することが重要です。

(3) 豊かな地域資源の保全と継承

中山間地域の多面的機能を保全・継承するため、地域の歴史や文化、特性等について学び、活用していくとともに、農地や森林等を適切に管理していくことが重要です。

① 「地域の良さ」の再発見活動の促進

「地域の良さ」を見つめ直し、「誇り」をもった地域とすることが必要です。

- ワークショップ等の開催を通じて、美しい景観、伝統文化、人的資源等の地域資源の評価や再発見活動を促進します。また、活動を通じて発掘された、地域の「誇り」となる資源について、その活用や継承等の取組を促進します。

② 地域文化の保存・伝承、文化財等の保全

地域の伝統的な文化や芸能、祭りなどを次世代に保存・伝承することが必要です。

- 伝統芸能等の大切さを多くの人々に伝えていく取組を促進するとともに、地域における継承者の育成を支援します。
- 歴史的建造物、史跡、名勝、天然記念物等の文化財について、「文化財保存活用地域計画」等に基づく計画的で適正な維持管理・修復整備への支援を進めていきます。

③ 美しい景観の形成と保全

中山間地域の美しい景観の保全に向けて、市町と地域住民が一体となった取組が必要です。

a 地域の美しい景観形成や土地利用の推進

- 景観づくりについては、「山口県景観ビジョン」に基づき、県、市町、事業者、県民が適正な役割分担の下に協働して取り組みます。
- 土地利用規制等による良好な景観形成や計画的な土地利用の推進を図ります。

b 景観の維持・環境保全に配慮した河川・水路、農業基盤等の整備

- 地域特性や環境に配慮し、周辺と調和した公共事業の実施に努めます。
- 自然の川を参考にした瀬と淵の保全や修復、水際は間隙のある多孔質な構造など自然豊かな川づくり、魚道の整備、ビオトープ*の形成など生態系に優しい川づくりを進めます。

④ 農地・森林等の適切な管理

人口減少・高齢化が進む中で、新しい方策も取り入れながら、農地、森林等の適切な管理を図ることが必要です。

ビオトープ 動植物の生息が可能な自然生態系が存在する空間のこと。

a 農地

- 中山間地域等直接支払制度での集落協定による農地保全等の取組を推進します。また、農地中間管理機構関連事業等の活用により、集落営農の法人化を推進し、集落や地域の農地を守る体制づくりを進めます。
- 遊休農地の活用対策として、市民農園制度、特定法人貸付事業等の活用や「山口型放牧*」などを積極的に推進します。
- 中山間ふるさと保全対策基金を活用し、地域住民活動の体制づくりや保全活動の基盤づくりの構築に向けた取組を支援します。
- 多面的機能支払交付金を活用し、農地・農業用施設の保全管理や長寿命化の取組を支援します。

b 森林

- 「やまぐち森林づくり県民税」等を活用し、荒廃森林や繁茂竹林の整備など、健全で多様な森林づくりを進めます。
- 森林づくり体験活動等を通じて、森林整備の必要性の理解を深めるとともに、ボランティア活動による森林づくりや、竹の利用を促進する取組を進めます。
- 森林GIS*を活用した情報の管理、共有化を進めるとともに、上下流が一体となった森林の管理や計画的な保安林の指定などによる森林の保全を進めます。
- 森林整備地域活動支援交付金の活用による森林の整備を進めます。

c 海岸・漁場

- 離島漁業再生支援交付金を活用した漁場保全の取組を進めます。

d 新しい保全の仕組みの検討

- 農地、山林の所有者の高齢化、後継者不足に対応し、所有と利用の在り方を含む新しい保全の仕組みについて検討を行います。

⑤ 循環型社会の形成や自然と共生する地域づくりの推進

多面的機能を維持するためにも、中山間地域の豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐための取組が必要です。

a 循環型社会の形成

- 「循環型社会形成推進基本計画」に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- 県、市町、関係機関、団体による不法投棄防止合同パトロールを実施します。また、スカイパトロール*等を実施し、不法投棄等の監視を行います。

b 生物多様性*の保全

- 県民との協働の下、希少野生動植物の総合的な保護施策を推進し、生物の多様性が確保された良好な自然環境保全に努めます。

山口型放牧 転作田や耕作放棄地などに電気牧柵等を設置して牛を放牧すること。

森林GIS 森林の位置・形状等森林資源に関する地図情報と林齢、樹種、蓄積等の数値や文字の情報をコンピューター上で一元管理し、これらの情報に基づいて、検索や分析を行うとともに、様々な地図、帳表等を出力するシステムのこと。

スカイパトロール 陸上からでは見通しが悪いため発見が難しい山間部等の不法投棄を、ヘリコプターにより上空からパトロールすること。

生物多様性 自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。

- 野生鳥獣の生息状況の基礎調査など、野生鳥獣の生息の実態把握に努めるとともに、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、休猟区の指定を行い、多様な野生鳥獣の生息環境の保全を図ります。

c 身近な自然環境の保全

- 自然とのふれあいの促進や自然の大切さを学習する機会を拡充するため、自然解説指導員を配置し、自然環境学習を推進します。
- 自然保護と環境にやさしい観光の両立を目指すエコ・ツーリズム*の推進を図ります。
- 森・里・川・海の一体的な環境保全を推進するため、流域における環境保全活動等を促進します。

d 環境学習等の推進

- 子どもたちをはじめ、県民が広く環境について学習できるよう、総合的な支援機能を有する環境学習推進センターにおける取組を促進します。
- 地域の環境保全活動団体の活動を促進するため、環境情報や活動情報の提供を充実します。

エコ・ツーリズム 地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのこと。

2 移住の推進等による新しい人の流れの創出

中山間地域では人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が難しくなるなど、既存の集落単位の取組だけでは、地域を維持することが困難となる地域も生じています。

こうした状況に対応し、中山間地域の活性化を図るため、ＹＹ！ターン（ＵＪＩターン）による、幅広い世代の移住・定住の促進や、都市と地域との多様な交流の促進により、地域への新しい人の流れをつくることが重要になっています。

また、地域に呼び込んだ人を、地域の新しい担い手として育成・確保することも重要になっています。

■ 施策展開の方向

- (1) 地域への新しい人の流れをつくり、地域の新しい担い手を確保するため、ＹＹ！ターン（ＵＪＩターン）による移住・定住を促進します。
- (2) 観光交流や地域滞在型交流など、都市と中山間地域との多様な交流を促進します。
- (3) 住民総参加の仕組みづくりを推進するとともに、移住者や地域おこし協力隊など外部からの人材を活用することにより女性や高齢者・若者など、地域運営の多様な担い手の確保を進めます。

■ 施策目標

項目	数値	
	2017年度（基準年）	2022年度（目標年）
転入者アンケートによる「ＹＹ！ターン」実績数（移住者数）（累計）【再掲】	1,745人	10,000人（5年間）
ＵＪＩターン相談件数（年間）（全県）	6,762人	増やす
やまぐち移住倶楽部の会員数	171人	300人
地域おこし協力隊員数【再掲】	60人	85人
農林漁業新規就業者数（累計）（全県）	236人	1,100人（5年間）
農山漁村交流滞在人口（年間）	14.5万人（2016年度）	16.2万人
農林漁業体験民宿数	29軒	35軒
地域滞在型交流担い手組織数	-	7団体

■ 具体的な取組

(1) Y Y ! ターン (U J I ターン) による移住・定住の促進

Y Y ! ターン (U J I ターン) による移住・定住を促進し、中山間地域への移住者・農林水産業への新規就業者等を、新しい地域づくりの担い手として受け入れることが必要です。

① 移住の働きかけ、相談対応・情報提供、受入支援の充実強化

移住を希望する若者等に山口県の魅力や暮らしやすさを伝え、移住人口の増加に向けた取組を進めるとともに、地域での受入支援を強化し、定着を図ることが重要です。

a 県民会議による全県的な取組の推進

○ 行政をはじめ県内各界の関係団体等からなる「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議が主体となり、移住・定住の促進に向けた県民活動を推進します。

b 移住希望者に対する相談対応・情報提供の充実強化

- 本県への移住に関心を持つ層を確実に移住に繋げるため、相談対応等を強化します。
- Y Y ! ターン(U J I ターン)による移住・定住の促進に向け、地域の活動や就業の場、住宅等の暮らしに関する総合的な相談体制の整備を図ります。
- 移住者の受入れに向けた地域の合意形成や、市町と地域の連携による相談対応や受入支援を促進します。
- 短期・中期滞在施設の整備や体験ツアーの取組など、移住者をスムーズに受け入れるための取組を促進するとともに、山口県での暮らしについての情報提供を進めます。
- 情報通信基盤、交通アクセス、医療などの生活環境の整備や、新規就農に関する技術指導をはじめとする就業等の支援を促進するとともに、暮らしや就職など、移住希望者に応じた情報提供を進めます。

c 「やまぐち暮らし」の魅力発信

- 多くの潜在的な移住希望者が「やまぐち暮らし」への理解を深められる取組を推進します。
- 県・市町・地域が連携して、地域から他出した人に対して、ふるさとへのUターンの働きかけを行います。
- 中山間地域が幅広い世代の移住・定住先の選択肢となるよう、フェイスブックなどのSNSを活用した効果的な情報発信を行います。

d 地方暮らしに対するイメージの転換

- 地方暮らしに対する価値観の転換や多様化、特に若者が抱くイメージを変える取組を推進します。

e 受入支援の強化

- 移住者のネットワーク組織「やまぐち移住倶楽部」により、移住者同士の交流、情報交換、相談しやすい環境づくりを進めるなど、受入支援体制の充実・強化を図ります。
- 移住者への寄り添い支援を行う「移住コーディネーター」による定期的なライフプラン相談会の開催や、先輩移住者である「やまぐち暮らしアドバイザー」による個別相談の実施やフォローアップなど、受入・定着支援の強化を図ります。
- 地域おこし協力隊の活動支援を行う「地域おこし協力隊コーディネーター」により、隊員同士のネットワーク化を図るなど、地域おこし協力隊の受入・定着に向けた取組を支援します。

② 二地域居住の推進等による「関係人口」の拡大

都市住民が、農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つ「二地域居住」等を推進することにより、地域を応援・貢献しようとする「関係人口」を拡大し、地域の担い手として受け入れるとともに、将来的な移住に繋げていくことが重要です。

- 二地域居住の推進のほか、ふるさと納税や地域づくり活動・伝統行事への参加の呼びかけなど、市町や関係団体等との連携の下、地域づくりに関わる機会を提供することにより「関係人口」の拡大を図ります。
- 「関係人口」が持つ「地域づくりに貢献したい。」という想いを受け止め、継続的につながりを持つ機会を提供していくことで、将来的な移住に繋げる取組を推進します。

③ 地域づくりの新しい担い手の育成・確保（再掲）

中山間地域を支えてきた人材の世代交代に向けて、中山間地域を支える、新しい地域づくりを担う人材や団体を育成・確保することが重要です。

a 地域づくりの担い手の育成・確保

b 地域づくり活動団体、NPO法人の育成

c 郷土に誇りと愛着をもつ人材を育てる教育の実践

d 情報の受発信や人材のネットワーク化

④ 農林水産業への新規就業者の確保・定着

高齢化等に伴う担い手不足に対応し、中山間地域の農林水産業を継続・発展させていくために、次代を担う就業者の確保・定着を促進することが必要です。

- 全国トップ水準の研修期間と給付額により新規就業者の確保・定着を促進するとともに、「移住就農促進センター*」を活用した県内就業体験による移住就業の促進や就業前に技術（資格）を習得する短期研修を実施します。
- 専門相談員を設置し、移住就業者の掘り起こしと継続した相談・情報提供などを行うとともに、首都圏における農林水産業が一体となった情報発信を実施します。

移住就農促進センター 山口県立農業大学校の敷地内にある、県内での新規就農や農業法人への就業を目指す人たちの研修等に活用する農業体験・研修施設のこと。

(2) 都市と地域の多様な交流の促進

地域の活性化を図るためには、中山間地域ならではの資源や「食」を活かして、観光交流や農山漁村交流など、都市と地域の多様な交流を促進し、地域に人を呼び込む必要があります。また、交流による一時的な滞在を、より深い地域との関わり、更には将来的な移住に繋げる取組が必要です。

① 観光交流の促進

中山間地域が有する自然環境や古民家等の歴史的資源、温泉等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発、ホスピタリティの向上などにより観光交流を促進する必要があります。

- 新しい観光資源の創出や発掘による国内外から選ばれる魅力ある観光地域づくりを推進するとともに、地域間連携や農林水産業などの他産業との連携を進めます。
- 観光ニーズの多様化に対応した、その土地ならではの体験・交流メニューの開発や観光資源の創出、観光ルートの形成などを図ります。また、インターネットや道の駅等を活用した効果的な情報発信を行います。
- 観光ボランティアなどの育成に努めるとともに、地域住民総ぐるみでホスピタリティの向上を図ります。

② 新しい地域滞在型交流の促進

都市と農山漁村との交流を一層拡大し、都市から農山漁村への人の流れを創ることで、中山間地域の活性化を図るため、より深い地域との関わりに繋がる新しい地域滞在型交流を促進する必要があります。

- これまでの体験型教育旅行の受入など、地域一体による交流を更に発展させ、より深い地域との関わりに繋がる新しい地域滞在型交流を推進します。
- より深い地域との関わりに繋がる地域協力・地域貢献型など、新しい体験・交流メニューの開発や、地域滞在型交流を継続的に実施する担い手組織の育成を支援します。
- 地域における連携促進や専門家の派遣等により、新しい地域滞在型交流の普及を促進し、都市と農山漁村との交流拡大を図ります。

③ 県民の理解と多様な交流の促進

中山間地域の重要性を県民が理解するためにも、地域住民と都市住民との交流を更に促進していくことが必要です。

- 研修会、出前講座等の開催や効果的な広報活動を通じて、中山間地域の多面的な機能の重要性等に関する県民の意識啓発を図ります。
- 中山間地域の出身者や二地域居住者も含めた多様な都市住民が参加し協働する取組や、都市での課題解決に中山間地域の住民の力を活用する取組など、都市と中山間地域が連携した取組を担う人材の育成や手法づくりを進めます。
- 美しい景観を形成している里山における交流を促進するため、県民活動団体と協働して、里山を守り、楽しむ自主的な活動を推進します。
- 大学生や企業の中山間地域に対する支援活動を通じた交流を促進します。

3 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

中山間地域で人々が安心して暮らしていけるような地域づくりを進めるとともに、やまぐち元気生活圏づくりに向けて、日常生活に欠かせない生活交通や買い物、情報通信などの生活環境の整備を進める必要があります。

また、暮らしの基盤となる安全を確保するため、消防・救急体制の充実を図るとともに、県民の生命や財産を守る防災施設等の整備に計画的に取り組む必要があります。

さらに、将来にわたって地域の活力を維持していくためには、若い世代の定住が進むよう条件整備を進めるとともに、県民誰もが地域の担い手となって、いきいきと元気に暮らせるよう、生涯現役社会づくりの推進や、様々な分野や地域での県民活動の促進を図っていく必要があります。

■ 施策展開の方向

- (1) 住民の暮らしの安心を確保するため、防犯体制を強化するとともに、やまぐち元気生活圏づくりに向けて、日常的な生活交通や医療・福祉サービス等の確保、情報通信、道路等の整備を推進します。
- (2) 住民の暮らしの安全を確保するため、緊急時の体制を強化するとともに、防災施設等の整備を計画的に進めます。
- (3) 若い世代の定住等を促進するため、雇用の場の確保や子育て環境の充実など、住み良い生活環境の整備を進めます。
- (4) 中山間地域における生涯現役社会づくりを推進するとともに、多様な県民活動を促進します。

■ 施策目標

項目	数値	
	2017年度(基準年)	2022年度(目標年)
デマンド型乗合タクシー等導入数	34箇所	39箇所
「地域医療セミナー」への医学生・看護学校生の参加人数	39人	240人
へき地で勤務する総合診療専門研修プログラム専攻医数	7人	22人
へき地医療拠点病院からへき地診療所への代診医派遣日数	64.5日	増やす
要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所数(全県)	19.6箇所(2016年度)	20.5箇所(2020年度)
消防団員に占める女性割合(全県)	4.0%	向上させる
ため池の整備箇所数(全県)	1,583箇所	1,683箇所
治山ダム等の整備地区数(全県)	1,451地区	1,551地区
「我がまちスポーツ」の取組への参加者数(年間)(全県)	9.28万人	12万人

■ 具体的な取組

(1) 暮らしの安心の確保

高齢者等が中山間地域で安心して住み続けることができるやまぐち元気生活圏づくりを進めるため、防犯体制の強化や生活交通の確保等を図るとともに、道路や下水道などの生活環境基盤の整備を進める必要があります。

また、高齢化が進行する中で、地域における見守り・支え合い体制の充実など、医療、保健・福祉サービス等が確保される体制づくりを進める必要があります。

① 防犯体制の強化

一人暮らしの高齢者が増加している現状などを踏まえ、地域住民と関係機関等が連携・協働し、防犯体制の強化を図る必要があります。

- 警察、行政、地域住民、関係機関等が協働して、防犯活動に取り組むための体制の強化と防犯ボランティア等への支援活動を促進し、犯罪のないまちづくりを推進します。
- 高齢者等がうそ電話詐欺や悪質商法等の被害に遭わないよう啓発活動を実施します。また、被害に遭った際に、関係機関に対して迅速に相談できる体制づくりを促進します。

② 生活交通の維持・活性化

高齢者の通院や買い物、児童生徒の通学など、集落と集落との間や近隣の都市等とを結ぶ、日常的に欠かせない生活交通について、路線バス・鉄道の維持を図るとともに、市町、民間事業者等と連携したデマンド型乗合タクシー等の導入など、高齢者等の生活を支える効率的な地域内の移送・生活交通システムづくりを進める必要があります。

- 地域の日常交通手段としての路線バスについて、運行費の助成等による維持・確保を図るとともに、低床バスの導入を図るなどバリアフリー化を進めます。
- 地域住民の生活を支える効率的な地域内の移送・生活交通システムであるデマンド型乗合タクシー等の導入を促進します。
- ガソリンスタンド減少地域における新たな交通手段として、電気自動車や電動バイクの普及に向けた利活用方策の検討を進めます。
- 地域においては、利用実態と将来展望を踏まえながら、住民、行政、事業者が連携して地域の実情に即した生活交通の在り方を検討します。
- 交通事業者等と連携して生活交通の利用促進を図ります。

③ 買い物の利便性の確保

交通手段を持たない高齢者等の日常的な買い物の利便性を確保するため、事業者と連携した宅配サービスや配食サービスの実施、地域運営店舗の開設など、地域で工夫をこらした取組が必要です。

- 新しい店舗展開（宅配サービス、移動販売等）や配食サービスの実施、交流拠点

や道の駅等と連携した一体的な商業機能の整備を促進します。また、市町と連携し、地域団体等が主体となった「地域運営店舗」の整備を促進します。

④ 道路の整備

地域住民の日常生活や生産活動の基盤となる生活道路の整備について、市町、県等の連携を図りながら効率的な整備を行う必要があります。

- 利便性や快適性の向上に向け、農道、林道、漁港関連道の整備を促進し、生活道路網の形成を図ります。
- 日常生活の利便性・安全性の向上を図るため、生活道路の整備を推進します。
- 地域の持続的な発展を図るため、交流・連携に資する道路や、各拠点間を結ぶ道路の整備を推進します。
- 道路の整備に当たっては、1.5車線の道路整備*を進めるなど、事業費の縮減を図りつつ、地域の実情に応じた整備手法を導入します。

⑤ 離島航路の維持・確保

離島航路は、住民の生活を支える不可欠な交通手段であり、健全な運営に留意しつつ維持を図る必要があります。

- 離島住民の利用はもとより、交流の促進を通じて、航路利用者の拡大を図ります。
- 老朽化した船舶について計画的な整備を促進するとともに、住民の高齢化に対応するため、船内や乗降施設のバリアフリー化に努めます。

⑥ 情報通信基盤の整備

都市部との情報格差を解消し、地域の活性化や生活環境の向上、緊急時の通信確保などを図るため、携帯電話不感地域の解消等を進める必要があります。

- 携帯電話不感地域の解消等については、移動通信用鉄塔施設の整備や、やまぐち情報スーパーネットワーク（YSN）を活用した基地局整備を促進するとともに、民間事業者に対して、サービスエリア拡大を要請します。

⑦ 上水道、污水处理施設等の整備

中山間地域における快適な生活環境を実現するため、上・下水道やごみ処理施設等の生活基盤の計画的な整備が重要です。

- 上水道については、地域における計画的な整備の促進を図り、基盤強化に努めます。
- 污水处理施設については、山口県污水处理施設整備構想に基づき、地域の実情に即した、計画的な下水道、集落排水、浄化槽等の整備を促進します。
- ごみ処理施設については、ごみの発生抑制、広域処理を基本とし、ごみ、し尿などの処理や資源化のための廃棄物処理施設の計画的な整備を促進します。

⑧ 医療サービスの確保

高齢化が一層進行する中山間地域にあって、医療提供体制の確保・充実は、地域住民の要望も高く、地域で暮らし続ける上で重要な課題です。

1. 5車線の道路整備 全線を2車線で整備するのではなく、1車線の整備と待避所の設置を組み合わせた整備のこと。

a 医療提供体制の確保

- へき地医療機関の医師を確保するため、自治医科大学においてへき地医療を担う医師の養成を図ります。
- 義務年限終了後の卒業医師が、引き続き県内で勤務することができるよう、へき地勤務時からのキャリア形成支援の充実や、公的医療機関等における勤務先の確保などを通じ、県内定着を促進します。
- 医師修学資金貸付制度により、県内の公的医療機関等に勤務する医師の養成を図ります。特に、へき地で勤務する医師については、過疎地域病院での勤務を返還免除要件とする貸付枠により計画的に養成します。
- 山口県医師無料職業紹介事業「ドクターバンクやまぐち」により、へき地の医療機関に勤務する医師の確保に努めます。
- 義務年限終了後の自治医科大学卒業医師等を県職員として採用し、医師確保が困難なへき地医療機関へ派遣するドクタープール制度の活用を進めます。
- へき地医療の魅力等をPRする情報誌の発行など、へき地医療に関する情報発信に努めます。
- 医師を目指す高校生を対象としたセミナー等を通じ、へき地をはじめとする県内医療を自らが担う意識の啓発に努めます。
- 県立総合医療センターと山口大学が連携して実施する「地域医療セミナー」等を通じ、自治医科大学と山口大学の医学生の交流を図り、へき地医療への理解促進と、へき地医療を志す医学生同士の連携を深めます。
- 医師修学資金貸与者をはじめ、一人でも多くの医学生が、就学期の早い段階からへき地医療を体感できるよう、実習機会の確保に努めます。
- へき地勤務の魅力を多くの臨床研修医に伝えるため、臨床研修制度の中でへき地医療機関での研修機会の確保に努めます。
- 看護学生や若手看護師が参加できるへき地での実習や研修の機会を設け、へき地医療に対する理解を促進します。
- へき地で勤務する医師が、医師としてのキャリア形成に不安を抱くことがないようキャリア形成支援に努めます。
- 新専門医制度において、基本領域の一つとして新たに位置づけられた「総合診療専門医」について、県内の研修プログラム基幹施設と連携してその養成に努めます。
- へき地医療機関と連携し、へき地で勤務しながら総合診療専門医を取得できる環境づくりや、総合診療専門医の県内定着の促進に努めます。
- へき地病院の常勤医師の長期療養や出産等に対応できるよう、へき地医療拠点病院による支援の拡大について、関係者との連携により取組を進めます。
- へき地診療所に勤務する看護師の研修や休暇取得等に係る代替看護師確保など、勤務環境の改善に市町と連携して取り組みます。
- 医師確保が困難なへき地診療所に、自治医科大学卒業医師を派遣し、へき地の医療体制の維持に努めます。
- へき地診療所の施設・設備の整備及び運営に対する支援を行います。
- へき地医療拠点病院の無医地区等への巡回診療の実施に対する支援を行います。

- 無歯科医地区*等について、関係市町や歯科医師会等と連携し、巡回歯科健診・診療の確保等を促進します。
- ドクターヘリの円滑な運航に向け、市町の協力のもと、ランデブーポイントの確保や、消防機関と医療機関との連携強化など、搬送体制の充実を図ります。

b 診療支援体制の充実

- 関係機関との連携の下、へき地医療拠点病院の医師確保に努め、へき地医療拠点病院によるへき地診療所等への支援体制の強化を図ります。
- へき地医療協力医療機関に対する表彰制度等により、へき地支援活動の気運を醸成し、へき地医療協力医療機関の拡大に努めます。
- へき地医療拠点病院とへき地医療協力医療機関との役割分担や連携、協働を進め、へき地医療支援体制の充実に努めます。
- 遠隔診療や、クラウド型電子カルテの導入など、情報通信技術（ICT）を活用し、へき地医療を支援する体制の充実に努めます。

⑨ 保健・福祉サービスの確保

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境をつくるため、医療・福祉関係者等が連携し、地域における見守り・支え合い体制の充実強化を図る必要があります。

また、市町との連携の下、必要なときに、保健・福祉・介護のサービスが受けられる体制づくりを進めます。

a 保健サービスの確保

- 市町と連携し、保健師や栄養士による健康増進・疾病予防に係る保健指導、また、療養者等への療養指導・栄養指導を実施します。

b 福祉サービスの確保

- 高齢者、障害者等が地域の中で安心して自立した生活ができるよう、地域住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携した重層的な見守りネットワークを整備するなど、地域における見守り・支え合い体制の充実強化を図るとともに、生活環境の維持・確保に向けた生活支援サービスの充実、生きがい・健康づくりの促進などの取組を推進します。
- 保健福祉施設については、その計画的な整備や既存施設の改築・改修、施設運営の充実を図るとともに、施設の複合化や各種既存施設の有効利用を図ります。

c 介護サービスの確保

- 市町や関係機関と連携し、認知症や生活習慣病の予防対策を推進するとともに、生活実態や健康状態等から支援を必要とする高齢者に対し、様々なサービスの提供や住環境の整備を行います。
- 市町との連携の下、居宅サービスや施設サービス等の介護サービスの提供体制を整備するなど、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

無歯科医地区 歯科医療機関のない地区で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区のこと。

(2) 暮らしの安全の確保

住民の身近な暮らしの安全を確保するため、緊急時の対応を強化するとともに、自主防災組織活動の促進や計画的な防災施設等の整備を進める必要があります。

① 消防・救急体制の充実

中山間地域は、人口密度が低く、集落等が点在していることから、火災や救急患者の発生時に迅速な対応ができるような体制整備の充実を図ることが必要です。

- 火災等への迅速な対応や救急業務高度化のための消防・救急体制の整備を促進します。
- 消防団員の減少や高齢化に対応するため、女性の団員加入の促進等により、消防体制の強化を図ります。
- 消防防災ヘリコプターによる迅速な消火、救助・救急搬送を実施します。
- 山岳等における遭難や事故に備え、関係機関の連携を強化します。

② 警戒避難体制・防災体制の整備

地域防災力の要となる自主防災組織活動の活性化や防災体制の整備を促進する必要があります。また、ハザードマップ等を活用し、平常時から防災意識の醸成に努めることが重要です。

- 他の模範となる自主防災組織の表彰や自主防災アドバイザーの派遣などを通じて、自主防災組織活動を促進します。
- 大規模災害発生時においても迅速な災害情報の収集・伝達体制を構築するため、防災情報通信基盤等の計画的な整備を実施します。

③ 農地防災対策の推進

- 急峻な農地等の保全対策を推進します。
- 危険ため池や農業用水路の整備・改修を実施し、災害の未然防止に努めます。
- 危険ため池等の点検調査と施設管理者への防災意識の啓発を促進します。

④ 土砂災害対策の推進

- 治山事業については、森林整備保全事業計画に基づく計画的な推進等を図ります。
- 砂防事業においては、土砂災害発生箇所、要配慮者利用施設や避難所の立地箇所など、緊急性の高い箇所から、重点的・計画的に施設整備を推進します。

⑤ 災害時等にも機能する信頼性の高い道路ネットワークの構築

- 救急活動や緊急物資の輸送等に重要な役割を担う幹線道路や、迂回路や避難路となる生活道路の整備を推進します。

⑥ 河川の整備

- 洪水防止のための河川整備やダム整備の促進を図ります。
- 上流から海岸部までを含めた水系全体と海岸漂砂を合わせた土砂の適切な管理を図ります。

⑦ 海岸の保全、港湾・漁港の整備

- 海岸高潮対策等の推進と防災情報の迅速な伝達システム化、環境に配慮した海岸整備を図ります。
- 生活関連物資等の円滑な流通等を図るための各港湾や、漁業の基盤である漁港施設の整備を進めます。
- 想定最大規模の高潮に対応した浸水想定区域の指定を推進し、高潮ハザードマップの作成を支援します。

(3) 保育・教育等の子育て環境の整備

都市部に比べ、中山間地域では子どもの人数が少ない状況にあり、地域の実情に応じた保育・教育環境の整備を進める必要があります。

また、若い世代の定住を進めるためにも、子育てをはじめとした生活環境の整備が重要です。

① 若い世代の定住条件の整備

地域の担い手となる若い世代の定住を促進するための生活環境の整備や魅力ある雇用の場づくりが重要です。

- 定住促進のための住宅の確保や子育てへの支援、高速情報通信網の整備などを促進します。
- 地域資源を活かした新事業展開や企業誘致等を促進し、魅力のある雇用の場の創出に努めます。

② 子育て支援体制の整備

就労形態の多様化に伴い、中山間地域においても、地域の実情に配慮した、保育所や放課後児童クラブ等の整備など、子育て支援体制の整備が必要です。

- 市町における地域子育て支援拠点の設置を支援します。
- 保育所については、地域の実情に応じて、真に必要と認められる施設の創設又は改築等の整備を計画的に行います。また、就労形態の多様化などに対応して、延長保育、休日保育、病児保育などの一層の充実を図ります。
- 地域の実情に応じた放課後児童クラブの整備を支援するとともに、「生涯現役社会づくり」の活動等と連携し、高齢者や主婦、学生等のボランティアによる伝承的な遊びや伝統芸能、自然体験など、地域の特性を踏まえた体験学習、交流活動を促進します。

③ 学校、家庭、地域が連携・協働した教育の推進

中山間地域ならではの教育環境や豊かな自然環境を活かす教育活動を進めるとともに、快適な教育環境づくりや通学の利便性を確保することが必要です。

a やまぐち型地域連携教育の推進

- 首長部局と連携し、コミュニティ・スクール*の仕組みを活用して、地域の活性化や地域課題の解決に向けた教育活動の充実を図り、学校を核とした人づくりと地域

コミュニティ・スクール 学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていく取組が行われている。

づくりの好循環の創出を目指します。

b 小・中学校の教育環境整備

- 自然・文化環境を活かした体験的な学習や、都市等の児童生徒との交流学习を推進します。
- 少人数の良さを活かしたきめ細かな指導の充実を支援します。
- 複数の学校による集合学習や合同部活動等の推進を支援します。また、地域外からの就学希望者に対する情報提供に努めます。
- 県へき地教育振興会との連携を図り、研修・研究活動を通じた小規模校、複式学級における教育水準の向上に努めます。
- 学校施設の整備に当たっては、地域の意向や実情を踏まえ、安全でゆとりと潤いのある施設づくりを進めるとともに、教育内容・方法の多様化や情報化等に対応した施設づくりに努めます。また、学校内へのコミュニティルームの設置など、学校が地域の人々の集う場、学びの場として機能するような施設づくりを推進します。
- 学校統合に当たっては、地域の実情等を踏まえ、校舎等のほか、必要に応じ寄宿舎や教職員住宅、スクールバス等の整備を図るなど、快適な教育環境づくりに努めます。

c 高等学校における教育の充実

- 今後の少子化の進行や、生徒のニーズ及び地域の状況の変化等を踏まえ、望ましい学校規模の確保を目指して再編整備に取り組む中で、選択幅の広い教育を展開する学校・学科を設置するなど、特色ある学校づくりを推進し、高校教育の一層の充実を図ります。

d 教育施設等の多面的な活用

- 少子化によって生じる余裕教室や統廃合等により遊休化する教育施設等は、地域の実情に応じ、有効活用が図られるよう努めます。

(4) いきいきとくらせる環境づくり

活力ある地域づくりに向けて、様々な分野や地域での県民活動を活発化し、県民総参加による地域づくりへと発展していくことが必要です。

また、生涯現役社会づくりの推進に向けて、高齢者等の積極的な社会参加の促進や就業の場の確保を図ることが重要です。

① 県民活動の一層の促進

複雑化・多様化する地域課題に的確に対応できるよう、県民活動団体と地域の様々な主体との協働等により、県民活動を促進していくことが必要です。

- 地域が抱える課題が複雑化・多様化する中で、地域の担い手として県民活動団体の役割は増大しており、県民活動団体の自立的活動への支援や、行政、企業等、多様な主体による協働の推進により、県民活動の一層の促進に努めます。

② 実践的な社会参加、社会貢献活動の促進

高齢者等が地域社会の担い手として活躍できるような環境を整えていくことが必要です。

- 生涯現役社会づくりに関する窓口である県生涯現役推進センターや市町社会福祉協議会と連携し、歴史や文化等の資源を活用した地域づくりなど、高齢者等が行う地域貢献活動を支援します。
- 学習・趣味・スポーツ・ボランティアなど共通の目的を持つ仲間づくりを支援し、多様な活動の場を提供します。

③ 能力を活かす就業等の促進

高齢者がいきいきと活躍できるよう、持てる能力を発揮する伝承の場や能力を活かした就業の場の確保が必要です。

- 高齢者が培った技術・技能・知識を若い世代に伝える伝承の場の整備を推進します。また、就労の場の拡大のため、特産品の開発や関連施設の整備等に取り組む地域団体の取組を支援します。
- 県シルバー人材センター連合会への支援を通じ、魅力あるシルバー人材センターづくりを促進します。

④ 社会教育、文化活動等の促進

社会教育活動の中で、地元を学ぶ活動や文化活動を進めることが必要です。また、生涯現役で学び続ける機会や活躍の場をつくることが重要です。

- 公民館等において、地元を学ぶ活動や文化活動を進めることができるよう、事例等の情報提供を行います。
- 図書館等の広域的利用の促進、計画的な整備を図り、図書館情報提供システム等を通じた学習情報提供体制を充実します。
- 高齢者等が幅広く学習に取り組むことができるよう、生涯学習情報提供システムによる情報提供や生涯学習推進センターにおける学習相談等を行い、地域における生涯学習を支援します。
- 生涯学習の場で得た知識等を社会貢献活動に活かせるような体制づくりを進めます。

⑤ スポーツによるまちづくりの推進

地域のスポーツ資源を活かした交流活動に取り組み、特色あるまちづくりを促進することが必要です。

- スポーツと観光が連携した特色ある地域づくりを進めるため、大規模大会やスポーツ合宿等の誘致と地域の多彩な観光資源を結び付けたスポーツ・ツーリズムを促進します。
- 美しい景観や歴史・旧跡、整備された道路ネットワークなどの本県の強み・特色を活かし、シンボルイベントの開催や快適なサイクルスポーツ環境の整備、ツアールート造成等、「サイクル県やまぐち」の取組を推進し、交流人口の拡大を促進

します。

- 東京オリンピックをはじめとした世界大会等の開催を契機とし、キャンプ地誘致やトップアスリートとの交流等を促進します。また、キャンプ相手国との継続的な交流や交流分野の拡大など、大会成果の継承・発展に向けた取組を促進します。
- 県内を拠点に活躍するトップスポーツクラブと連携を図りながら、トップチームの招聘による交流戦やアスリートとの交流イベントの開催など、スポーツの振興、交流人口の拡大や地域の活性化に向けた取組を推進します。
- スポーツを通じた交流人口の拡大や地域活性化を図るため、市町が実施する「我がまちスポーツ」の取組を支援するなど、「する」「みる」「ささえる」様々な立場からのスポーツ参画人口の拡大に向けた取組を促進します。
- 新分野スポーツも含めた大規模スポーツ大会の誘致や観光施策と一体となった交流促進施策を推進するとともに、スポーツ資源を活用した新たな MICE*誘致に取り組みます。

MICE 企業の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、各種団体・学会等が行う会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称のこと。

4 中山間地域の強みを活かした多様な産業の振興

地域産業の振興は、地域の活力源であり、地域住民の暮らしを支えるやまぐち元気生活圏づくりを進める上で、重要な課題です。また、地域にいかにか人を呼び込むかが地域活性化の鍵となっています。

こうした中で、本県中山間地域の都市近接という地域特性や豊かな資源を活かしながら、都市との交流を一層拡大し、観光・交流産業として育成していくことが必要です。

また、地域間競争が激化する中で、中山間地域の主要な産業である農林水産業の振興を図るため、持続可能な担い手の確保・育成に努めるとともに、生産拡大・需要拡大に向けた総合的な対策を進めることが必要です。

さらに、中山間地域の多様な地域資源を活用して、地場産業等の振興を図るほか、農商工に係る関係機関や団体等の連携による新産業の創出、6次産業化の展開を促進するとともに、地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出を進める必要があります。

■ 施策展開の方向

- (1) 中山間地域ならではの「資源」や「特性」等を活かし、地域の魅力を高めながら、観光・交流産業の振興を進めます。
- (2) 中山間地域の基幹産業である農林水産業は、県民への食料の供給などの重要な役割を果たしており、持続可能な担い手の確保・育成や、6次産業としての育成を図るなど、一層の振興に努めます。
- (3) 地域の技術や資源を活用し、地場産業等の振興を図るとともに、買い物の利便性向上に資する取組やサービス等を支援します。
- (4) 農商工などの地域産業の連携による新事業の創出や経営体質の強化に向けた取組を促進します。
- (5) 地域コミュニティ組織等による地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネスの創出、地域が求める事業者の誘致を進めます。

■ 施策目標

項目	数値	
	2017年度(基準年)	2022年度(目標年)
農山漁村交流滞在人口(年間)【再掲】	14.5万人(2016年度)	16.2万人
農林漁業体験民宿数【再掲】	29軒	35軒
地域滞在型交流担い手組織数【再掲】	-	7団体
農林漁業新規就業者数(累計)(全県)【再掲】	236人	1,100人(5年間)
集落営農法人数(全県)	263法人	320法人
中山間地域等直接支払制度の取扱面積(年間)(全県)【再掲】	11,921ha	12,000ha
ブランド力強化を図る主要なブランド品目の販売量	-	20%以上増加
県産木材供給量	27.6万m ³	30万m ³
鳥獣による農林業被害額(全県)	4.7億円	3億円
山口型放牧の新規取組面積(累計)【再掲】	48ha(4年間)	80ha(5年間)
中核経営体数	530	649
地域資源を活用した創業・事業展開件数	244件	310件
6次産業化・農商工連携による開発商品の新規取引件数	120件	270件

■ 具体的な取組

(1) 観光・交流産業の振興

我が国全体の人口が減少する中、地域の活性化を図るためには、観光交流人口の拡大が必要です。このため、中山間地域ならではの資源や「食」を活かして、観光・交流産業の振興を図ることが必要です。

① 観光交流の促進（再掲）

中山間地域が有する自然環境や古民家等の歴史的資源、温泉等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発、ホスピタリティの向上などにより観光交流を促進する必要があります。

② 新しい地域滞在型交流の促進（再掲）

都市と農山漁村との交流を一層拡大し、都市から農山漁村への人の流れを創ることで、中山間地域の活性化を図るため、より深い地域との関わりに繋がる新しい地域滞在型交流を促進する必要があります。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業は、県民への食料供給だけでなく、多面的機能の維持に重要な役割を果たしており、持続可能な担い手の確保・育成や経営体質の強化を図る必要があります。

① 中山間地域の特性を活かした農業の振興

高齢化等に伴う担い手不足に対応し、持続可能な農業生産の仕組みづくりを進めるとともに、各地域の特性や特色等を活かした農業の振興が必要です。

a 持続可能な農業生産の仕組みづくり

- 中山間地域等直接支払制度による集落活動を促進し、集落営農法人の育成など持続可能な農業生産活動の仕組みづくりを進めます。
- 集落営農法人の規模拡大や施設園芸の導入、農産加工分野への進出や生産物の直売、消費者との提携、他分野への事業進出など経営の多角化を促進し、6次産業としての育成を図ります。また、担い手の減少に対応し、集落営農の法人化や中心経営体への農地の集積を推進します。
- 女性経営者、経営参画者を育成し、集落営農法人等の経営体において、女性の活躍を促進します。
- 意欲ある女性グループを育成し、地域の生産組織と連携した起業化を支援します。

b 農業への幅広い新規参入の促進

- 中山間地域の農業を継続・発展させていくため、集落営農法人への就業促進対策を進めます。
- 県地域農業戦略推進協議会を中心に、関係団体や地域農業再生協議会が連携し、農業法人等への就業者の確保、団塊の世代の定年帰農者等、新たに農業経営を開始する者への支援を行います。

- 建設業や食品産業など他産業からの農業参入を支援します。

c 地域の特性を活かした農林水産物づくりと需要拡大

- 味や品質に優れ、全国に誇れる県産農林水産物及び加工品を「やまぐちブランド」として育成し、その拡大に努めます。
- 身近な県産農林水産物を県内で消費する地産・地消の取組を進め、生産者、流通・加工関係者、消費者の協働による流通販売対策を推進し、県産農林水産物の需要拡大を図ります。
- 集落営農法人を中心に、低コスト、省力化による効率的な生産体制を整備し、卸売業者や加工業者等の需要と結びついた米・麦・大豆の産地づくりを進めます。
- 各地域の土地条件や気象条件に応じて、トマト、ほうれんそう、たまねぎ、キャベツなどの需要のある品目、ゆめほっぺ、リンドウ、ゆりなどの特色ある品目の生産拡大を推進します。
- 化学農薬・化学肥料を削減した栽培によるエコやまぐち農産物の取組を推進するなど「循環型農業」の普及を図ります。
- 遺伝子型分析等を活用した優秀な種雄牛の育成等による肉用牛の高品質化と合わせ、優良な肉用繁殖雌牛の増頭や地域ぐるみで子牛の預託育成を行うキャトルステーションの設置等による生産拡大を進めます。また、酪農経営の持続的な発展のため、乳用後継牛を安定的に確保する後継牛バンクの構築等を図ります。
- 飼料自給率の向上を図るため、耕畜連携による飼料用米・イネの計画的な生産をはじめ、飼料作物の生産拡大や遊休農地等を活用した山口型放牧の拡大を進めます。

d 農村のエネルギー資源の活用促進

- 農村における地域資源の有効活用を図るため、小水力発電の導入の可能性について、調査・検討を実施し、小水力発電の整備促進を図ります。

② 持続可能な林業の振興

持続可能な林業経営の推進や森林バイオマス*エネルギーの活用促進などの取組が必要です。

a 意欲ある担い手の確保・育成と持続可能な林業経営の推進

- (一財)やまぐち森林担い手財団を中心に、関係団体と連携しながら、新規就業希望者に対する就業相談や資金の貸付け、技術研修の実施などにより、若い担い手の確保・育成を図ります。また、林業への参入を検討する他産業の事業体を支援します。
- 意欲ある林業家や林業事業体等の育成を通じ、持続可能な森林の整備を進めます。
- 意欲ある女性グループを育成し、森林資源を活用した起業化を支援します。
- 低コストで生産性の高い素材生産への取組により、林業経営基盤の強化を図ります。
- 自己管理が困難な零細規模の所有者や不在村所有者等からの長期にわたる施業の受託等を進め、計画的で効率的な経営を行うための取組を進めるとともに、森林所

有者に対する研修や林業研究グループの育成強化等を行い、森林管理意欲の喚起や技術の向上を図ります。

b 県産木材の利用促進

- 県産木材の地産・地消を推進するため、優良な県産木材を使用した住宅の建設を促進し、木製品の販路の大半を占める住宅建材における利用と県産木材の品質向上を図ります。
- 学校をはじめとした公共施設の建築に当たっては、県産木材を活用し、環境や人に配慮した施設づくりを推進します。

c 森林バイオマスエネルギーの活用促進

- 森林バイオマスを低コストで安定的に供給する体制の確立や、木質バイオマスの発電利用の拡大、木質ペレット・ボイラー等での熱利用を進め、森林バイオマスによる「エネルギー地産・地消」を推進します。

③ 総合的な鳥獣被害防止対策の推進

深刻な状況にある鳥獣被害の防止に向けて、地域住民や関係機関との連携の下、捕獲と防護の両面からの総合的な対応が必要です。

- 広域一斉捕獲の実施や鳥獣侵入防止柵の整備など、捕獲と防護の両面から鳥獣被害対策を総合的に推進します。
- 集落ぐるみで取り組む被害防止活動への支援や集落リーダー養成等の体制づくりによる鳥獣被害防止対策を進めます。
- 効率的な捕獲技術等の開発・実証により実効性のある対策を実施します。
- 特定鳥獣保護・管理計画に基づき、適切な保護・管理を推進します。
- 生態行動把握等と防除技術の確立など鳥獣被害の防止に関する試験研究を強化します。
- 鳥獣被害の原因となる耕作放棄地解消につながる山口型放牧に取り組む集落営農法人等を支援します。

④ 農林業の生産基盤の整備

効率的な生産活動や担い手の育成のための各種基盤整備を計画的に進めます。

- 中核経営体*への農地集積と低コスト農業に向けた区画整理や水田高機能化を推進します。
- 中山間地域総合整備事業等による地域の実情に配慮した農地等の整備を行います。
- 効率的な農産物等の輸送を図る農道整備を進めます。
- 酪農、肉用牛等の生産施設・機械や飼料畑の整備を進めます。
- 林道、森林作業道の整備と機械化による低コスト化を推進します。

⑤ 水産業の中核経営体の確保・育成と生産拡大

水産資源の回復と持続的な利用の推進を図りながら、次代を担う就業者を確保・育

成ることが必要です。

a 次代を担う就業者の確保・育成と漁業経営の安定

- 複数漁業種類の研修制度の導入や地域で後継者を育てる体制づくりの推進など研修制度の充実により、定着率の向上及び若い就業者の確保・育成を推進します。
- 意欲ある漁業者グループによる新しい取組への支援や経営面・技術面からのフォローアップ体制の充実、雇用型漁業の複合経営支援などの経営基盤強化を図り、各地への展開を促進します。
- 意欲ある女性グループを育成し、水産加工や販売分野における起業化を支援します。

b 水産資源の管理・回復と持続的利用の推進

- 日本海のとらふぐ、あまだい類、瀬戸内海のアサリなど、特に資源の減少が著しい魚種については、資源管理計画により、対象資源の早急な回復を図ります。
- 錦川、阿武川など本県の中山間地域を主流域とする河川における内水面漁業・養殖業の振興を図るため、河川への定着性の強い県産あゆ種苗の生産を進めます。また、あゆの冷水病や外来魚・カワウの食害対策を推進します。

c 安全で豊かな水産物の安定供給

- 「キジハタ」や「やまぐちの甘だい」などの県産ブランド魚や水産加工品「山口海物語」について、県内外で販路拡大対策を推進します。

d 漁村地域の活性化の推進

- 離島漁業集落が計画的に共同して行う漁業生産力の向上と創意工夫を生かした取組を促進し、離島漁業の再生と漁村の活性化を図ります。また、水産業・漁村の有する多面的機能の発揮のための環境保全などの取組を促進し、漁村地域の活性化を図ります。

e 水産業の基盤整備

- キジハタ・メバル等を対象にした魚礁設置や藻場造成による漁場整備を推進します。

(3) 商工業の振興

買い物の利便性の向上に資する新しいサービスの普及や魅力ある店舗の創業等を支援するとともに、雇用の場を確保するための地場産業等の振興を図る必要があります。

① 商業の振興

- 民間事業者による移動販売、共同配送等の新しい取組や新しいサービスの普及、情報提供等に努めます。
- 商店街等における魅力ある店舗の創業など、活性化に向けた取組を支援します。

② 地場産業の振興、企業の誘致

- 地場産業振興センターと連携しながら、地域の技術や資源を活用した新しい地場

企業の育成や地場産業の活性化を推進します。

- 優良企業の誘致について、市町等との連携の下に積極的に推進します。
- 将来の担い手となる若者や女性の確保・育成支援、週休2日の確保等の働き方改革の推進、適正な競争環境の整備等により、持続可能な建設産業の構築を図ります。

(4) 地域産業連携による新産業の創出

中山間地域の資源や伝統・技術などを有効に活用し、新商品開発や新事業展開の取組を促進するなど、雇用の場の創出や所得の確保を図ることが必要です。また、農林水産業や食品産業などの地域内の産業が密接に連携した取組を進めることが重要です。

① 新事業展開の支援

本県の地域資源や伝統、ものづくり技術等を活用した新しい事業展開を事業者・支援機関が連携して取り組み、定着させる体制づくりが必要です。

- 中山間地域の経済活力を高めるため、地域産業の振興とともに、農商工連携や地域資源を活用した新商品開発等の新しい事業展開への取組を促進します。
- (公財) やまぐち産業振興財団を中核とした体制の下で、地域資源を活用した新商品の研究開発から事業化、商品力向上までの各段階に応じて、金融・経営両面から総合的な支援を行います。

② 農林水産業と食品産業の連携強化

農林水産業と食品産業の連携を強化し、地域資源を活用した付加価値の高い商品開発等を進め、地域経済の活性化に繋げることが必要です。

- 農林水産物を原料とした付加価値の高い商品開発や、農林水産業と商工業との連携による新しい商品等の共同開発の促進など、「食品産業クラスター*」に向けた検討に努めます。
- (地独) 山口県産業技術センター、県農林総合技術センターにおける技術支援を実施するとともに、売れるものづくりの観点から、(公財) やまぐち産業振興財団や山口県商工会連合会、地域商社やまぐち(株)とも連携して、商品開発段階からの市場調査、パッケージ等のデザイン指導、販路開拓、経営指導等の一貫した支援に取り組みます。
- 「山口県食品産業協議会」において県内産原材料の有効利用、需要開拓等に取り組みます。

③ 地域産業連携による経営体質の強化

産学公の関係機関が連携し、地域の資源を活かした、新しい商品開発や販路開拓などを進め、地域産業の活性化を図ることが必要です。

- 中山間地域の伝統的工芸品の普及を図るため、PRや市場開拓、販売促進に努め、地域中小企業の振興と伝統的技術や技能の継承に努めます。
- 県内食品産業の活性化と県産農林水産物の需要拡大を図るため、産学公が連携して県産農林水産物等を原材料とした新しい商品開発を進めます。

クラスター クラスターとはブドウの房のことで、ブドウの房のように企業・大学・自治体などが連携して新産業を産み出すための産業集積のこと。

- 商工会議所等による創業希望者等のニーズに応じた専門家派遣を実施するとともに、（公財）やまぐち産業振興財団を中核とする体制による総合的な支援を行います。

(5) 地域資源を活かしたビジネスの創出

住民が地域に住み続けることができるよう、地域コミュニティ組織等が地域の実情に即して行う生活サービスの提供等の取組を促進するとともに、こうした活動がビジネスとして地域に定着するよう支援していくことが重要です。

① 地域コミュニティ組織等によるコミュニティ・ビジネスの促進

住民生活に必要なサービスを、圏域内で提供できる体制の整備が必要です。

- 地域コミュニティ組織が行う生活サービス等の取組を促進するとともに、こうした活動がビジネスとして持続可能なものとなるよう、市町と協働しながら、計画づくりから実践活動までの事業化に向けた取組に対して支援を行います。
- 地域の資源や特性を活かした多様なビジネスの創出と事業展開を促進します。

② 地域が求める事業者の誘致

地域の課題解決のためには、地域が求める事業者の誘致を図ることが必要です。

- 地域の課題解決に必要な業種・サービスなどの誘致を進めるとともに、廃校や空き店舗などの遊休施設や快適な通信環境を活かしたICT関連企業等のサテライトオフィスの誘致を進めます。
- 県外から創業人材を呼び込み、定着を図る移住創業を推進します。

第5章 重点的な施策の推進

中山間地域づくりを進める上で、特に緊急かつ重要な課題に対し、取り組むべき対策を「重点プロジェクト」として、次のとおり掲げ、集中的に取り組んでいきます。

施策の柱	特に重要な課題	プロジェクト名
自立・持続可能な中山間地域の創造	人口減少、集落機能の低下等に対応した持続可能な地域社会づくり	やまぐち元気生活圏づくり推進プロジェクト
	自立に向けて地域課題解決に持続的に取り組む、地域経営力を持った地域社会づくり	地域経営力向上プロジェクト
移住の推進等による新しい人の流れの創出	移住・定住や多様な交流を通じた地域の担い手となる幅広い世代の移住・定住者の確保	新しい人の流れ創出プロジェクト
安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備	高齢者等が地域で暮らし続けることができるための生活環境の整備	地域の暮らしサポート促進プロジェクト
	大規模な自然災害等の発生に備えた施設や組織体制の整備	災害に強い地域づくり推進プロジェクト
	へき地等における医療従事者の確保と医療体制の充実	地域医療体制充実プロジェクト
中山間地域の強みを活かした多様な産業の振興	農林水産業の振興に向けた担い手の確保・育成	地域農林水産業の担い手確保プロジェクト
	地域資源を活かした事業展開や創業の支援	地域資源を活かす産業振興プロジェクト

1 やまぐち元気生活圏づくり推進プロジェクト

既存の集落の枠を超える広域的な範囲で、日常生活支援機能等を拠点化・ネットワーク化するとともに、近隣を中心都市とも連携しながら地域産業の振興や人口定住の促進を目指す、「やまぐち元気生活圏」づくりを推進し、次のステップである地域経営力を持った、自立した中山間地域づくりへ繋げていきます。

取組の概要

【元気生活圏づくりの形成に向けた市町、地域の取組への支援】

市町、関係団体等との連携・協働体制の強化や、各種情報の提供、啓発を行うとともに、市町や地域による生活圏域の設定や地域の合意形成への対応など、やまぐち元気生活圏づくりの具体化に向けた取組を支援します。

また、集落機能の低下が著しい地域の維持・活性化を図り、やまぐち元気生活圏づくりに繋げるための地域に寄り添った集中的な支援を実施します。

【元気生活圏を支える新しい地域コミュニティ組織づくりの促進】

やまぐち元気生活圏を支える中核的組織として、新しい地域コミュニティ組織づくりの加速化と組織機能の強化を図ります。

また、地域コミュニティ組織による拠点施設の運営や生活サービスの実施、地域資源を活かしたビジネスづくりなどを支援します。

【地域づくりの担い手の育成・確保】

地域づくりリーダーを育成・確保するため、スキルアップのための研修の充実を図るとともに、新しい地域の担い手を確保するため、YY！ターン（U J Iターン）の促進や、地域おこし協力隊の導入促進を図ります。

【地域課題解決のための県民活動の促進】

多様な人材の力を結集した「やまぐち中山間応援隊」による地域づくり支援のほか、地域づくりの推進力となる県民活動の活発化、身近な地域における重層的な見守り・支え合い体制の整備など、住民が主体となった地域の課題解決の取組を促進します。

【地域に寄り添った支援体制の整備】

民間の活力を活用して、きめ細かな情報提供やアドバイス、コーディネート等のサポートや、地域の実情に合わせた地域づくりを継続的・専門的に支援する体制を整備するとともに、地域経営を担う組織の立上げや事業運営の実施、またそのために必要な人材の育成・確保、適切なノウハウの取得等の地域の取組を支援します。

2 地域経営力向上プロジェクト

やまぐち元気生活圏の形成が進む中、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、自立に向けて地域自らが地域課題解決に持続的に取り組むなど、地域経営力を持った中山間地域へとステップアップを図ります。

取組の概要

【「地域経営会社」設立に向けた市町、地域の取組への支援】

地域住民の当事者意識の醸成や、地域の課題解決に向けた日常生活に必要な生活サービスや地域資源を活かした事業の確保・実施など、「地域経営会社」の設立に向けた地域住民の主体的な取組を支援します。

【地域経営をマネジメントできる人材の育成・確保】

「地域経営会社」が持続的に運営を行っていく上で必要となる、地域・経営マネージャーを育成・確保するため、研修等を通じた地域内における人材の育成や世代交代の循環の仕組みづくり、移住者や若者・女性の積極的な登用等の取組を促進します。

【地域に寄り添った支援体制の整備】（再掲）

3 新しい人の流れ創出プロジェクト

中山間地域への新しい人の流れを創り、地域の活性化を図るために、若者をはじめ幅広い世代を対象にYY！ターン（UJIターン）を推進するとともに、中山間地域と都市とが近接している山口県の特性を活かした観光・交流産業の振興や農山漁村と都市との多様な交流を促進します。

取組の概要

【YY！ターン（UJIターン）の推進】

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議を推進母体とし、若者をはじめ多くの潜在的な移住希望者に「やまぐち暮らし」の魅力を発信するとともに、地方暮らしに対する意識転換を図る取組を推進します。

本県への移住に関心を持つ移住希望者が円滑に移住できるよう、相談体制を強化するとともに、移住希望者のニーズに応じた講座の開催や移住体験ツアーの実施、継続的なフォローアップ、さらには移住に伴う経済的負担に対する支援など、内容の充実強化を図ります。移住後においては、「やまぐち移住倶楽部」による交流や会員相互の情報交換機会の拡充を図るなど、定着促進の環境づくりを進めます。

また、将来的な移住に繋げるため、市町や関係団体等との連携の下、二地域居住やこれから地域との関わりを持とうとする者等である「関係人口」の拡大を図るとともに、地域との関わりを継続しつなぎとめる取組を推進します。

【新規就業者の確保・定着】

担い手の減少を踏まえ、県内外からの新規就業者の確保を一層加速化するため、募集から技術研修、就業、定着までを一貫して支援します。定着支援給付金など全国に誇る「給付金制度」、住宅確保支援をはじめとする充実した「受入体制」、実践に直結する「技術指導体制」を3本の柱とする日本一の支援策により就業後の確実な定着を促進します。

〔農業〕集落営農法人等をプラットフォームとした新規就農者・就業者の確保・定着

〔林業〕森林組合等による新規就業者の確保・定着

〔漁業〕自立化支援の強化等による新規就業者の確保・定着

【魅力ある観光地域づくりの推進】

多様化する観光客ニーズ等に対応した体験交流型等のテーマツーリズムの推進や観光交流拠点の整備等を支援し、魅力ある観光地域づくりを推進します。

また、都市部への効果的な情報発信、働きかけを推進します。

【新しい地域滞在型交流の推進】

再訪問や長期滞在など、より深い地域との関わりに繋がる体験・交流メニューの開発や、担い手組織の育成、受入体制の整備などの地域の取組を促進し、新しい地域滞在型交流を推進します。

4 地域の暮らしサポート促進プロジェクト

高齢者や子育て世代等が中山間地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活交通や買い物などの生活サービスの確保に向けた市町や地域の取組を支援するとともに、携帯電話不感地域の解消や、高齢者を地域で支える体制の充実、子育て環境の整備充実に取り組みます。また、これらの施策が地域現場において、分野を横断した総合的な取組となるよう推進します。

取組の概要

【生活サービスの確保】

◇バス路線等の生活交通の維持・確保

住民生活を支える機関、施設を利用するためのバス路線や離島と本土を結ぶ離島航路など、地域住民にとって主要な交通手段である生活交通の維持を支援します。

◇身近な生活交通システムの導入促進

地域住民の生活を支える効率的な地域内の移送・生活交通システムであるデマンド型乗合タクシー等の導入を促進するとともに、地域公共交通会議等での助言など、地域の実情に応じた生活交通の在り方の検討を支援します。

◇買い物弱者対策・商業機能の確保

宅配サービスや移動販売の実施、地域団体等が主体となった「地域運営店舗」の設置など、買い物弱者対策に取り組む市町・地域・事業者等に対して支援を行います。

また、商店街や中山間地域等における空き店舗を有効活用した、商業・サービス業の新規創業を促進します。

◇携帯電話不感地域の解消

携帯電話がどの地域でも利用可能となるよう、市町と連携しながら、携帯電話事業者へサービスエリア拡大を要請するなど、不感地域の解消に向けた取組を促進します。

【高齢者福祉体制の充実】

◇地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスの提供体制の充実など、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

◇地域での見守り・支え合い体制の充実

一人暮らしの高齢者等が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民と密接な関わりを持つ生活関連事業者等と連携し、地域における見守り・支え合い体制の充実強化を図ります。

【子育て環境の整備】

地域の実態に応じて設置された、保育所、小規模保育所、へき地保育所の運営支援や、地域子育て支援拠点の設置促進、延長保育や病児保育等の特別保育の充実等を通じて、子育て環境の整備を促進します。

5 災害に強い地域づくり推進プロジェクト

自然災害から地域住民の暮らしを守り、安全で安心した生活を送ることができるよう、農山漁村における防災関連施設の整備の推進や救助・救急対策の充実に努めるとともに、災害ボランティアの育成、自主防災組織活動を促進します。

取組の概要

【安心・安全な農山漁村づくりの推進】

危険ため池の解消や土砂災害対策、高潮・津波対策などの防災関連施設の整備を重点的に行い、安心・安全な農山漁村づくりを進めます。

【救助・救急対策の充実】

本県で大規模災害が発生した場合に備え、救助・救急関係機関の連携を強化するとともに、広域的な医療連携体制を推進します。

また、救急医療情報等の収集・提供により、救急医療体制の充実を図ります。

さらに、ドクターヘリの臨時ヘリポート（ランデブーポイント）の増加や、離島における救急時の搬送体制の確立を図るなど、救急医療の充実を図ります。

【災害ボランティアの育成】

大規模災害時における防災対策の強化を図るため、災害ボランティア活動の支援体制の充実整備を図ります。

【自主防災組織活動の促進】

自主防災組織や自主防災アドバイザー、市町職員等が連携・交流できる環境づくりの取組を推進するとともに、自主防災アドバイザーの派遣及び自主防災組織の中核を担う方々への講習会等を通じて、自主防災組織の活動を支援・促進します。

また、地域における防災活動のリーダーとなる人材を育成し、避難所運営訓練の実施や防災マップの作成などを推進します。

6 地域医療体制充実プロジェクト

住民が生涯を通じて住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせるよう、地域医療を担う医療従事者の養成・確保のほか、巡回診療や代診医派遣などによりへき地医療拠点病院等の機能強化を図るなど、中山間地域における医療提供体制の一層の充実に努めます。

取組の概要

【中山間地域の医療提供体制の確保】

地域医療を担う医療従事者の養成・確保を進めるとともに、医学生等へのへき地医療に対する理解を促進し、へき地医療への動機づけを進めます。また、医師が安心してへき地で勤務することができるよう、キャリア形成への支援のほか、医療従事者の勤務環境の改善に取り組みます。さらに、へき地診療所の運営支援や救急搬送体制の充実など、医療資源の状況を踏まえた効率的で持続可能な医療提供体制の構築を進め、中山間地域の医療提供体制の確保を図ります。

【診療支援体制の充実】

へき地医療拠点病院によるへき地への支援機能の強化や、へき地医療拠点病院、協力医療機関の連携・協働による支援体制の充実、また、情報通信技術（ICT）等による支援体制の充実により、中山間地域の医療を支援する体制の確保を図ります。

7 地域農林水産業の担い手確保プロジェクト

地域農林水産業における担い手の高齢化や後継者不足等の厳しい状況に対応するため、農林水産業の元気と活力の源である新規就業者の確保・定着を進めるとともに、新規就業者の受け皿として大きな役割を果たす集落営農法人等の育成・経営発展の加速化、女性経営参画者の育成による女性の活躍推進に取り組みます。

また、生産意欲の低減につながる野生鳥獣による被害を防止するための対策を強化します。

取組の概要

【新規就業者の確保・定着】（再掲）

【新規就業者の受け皿となる中核経営体の育成】

農業においては、集落営農法人等の中核経営体の育成と農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約の加速化、経営の複合化・多角化に向けた取組を支援します。

林業においては、森林組合等林業認定事業体の施業集約化など経営の効率化を支援します。

漁業においては、漁業者の共同経営化・法人化の推進及び収益性向上に向けた取組、漁業法人等の複合経営など経営基盤強化に向けた支援を実施します。

【女性経営参画者の育成】

女性農林漁業者のロールモデルとなる経営参画者を育成することで、女性の活躍を促進し、農林水産業の魅力アップ・農山漁村の輝き創出を図るとともに、若い女性の定着並びに経営体の発展・強化を目指します。

【有害鳥獣対策の推進】

野生鳥獣による農林業等への被害を防止するため、市町の鳥獣被害対策実施隊の設置促進など実効性の高い捕獲体制の整備や捕獲の担い手の確保・育成を進めます。

また、集落ぐるみで取り組む被害防止活動への支援や集落リーダー養成等の体制づくり、効率的な捕獲技術等の開発・実証による実効性のある対策を実施します。

8 地域資源を活かす産業振興プロジェクト

地域における仕事と収入を確保するため、中山間地域の豊かな地域資源を活用した観光・交流を促進するとともに、新商品開発やブランド化、さらには販路開拓など、生産から流通・販売に至る一貫した支援体制を強化することにより、中山間地域における産業振興を図ります。

また、地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出を図るほか、農山漁村の再生可能エネルギー資源の活用促進に向けた取組を近隣の都市住民とも連携して進めます。

取組の概要

【魅力ある観光地域づくりの推進】（再掲）

【新しい地域滞在型交流の推進】（再掲）

【地域資源を活かした事業活動の促進】

自立的で持続性のある地域産業を育成するため、本県の地域資源を情報収集し、広く周知するとともに、助成金や制度融資等による資金支援等を通じ、関係支援機関の一層の連携も図りながら、地域資源を活かした新商品や新サービスの開発、県内外への販路開拓などに取り組む企業や団体を支援します。

【6次産業化・農商工連携の一体的な取組強化】

農林漁業者等の経営の多角化による生産から流通・販売までの一貫した産業化（6次産業化）と農林水産業と商工業との連携（農商工連携）に一体的に取り組み、相談から新商品開発、商品力向上までを総合的に支援する体制を構築することにより、魅力ある新商品の開発や商品力向上を推進します。

【県産品や県産農林水産物等の売り込み強化】

「地域商社やまぐち株式会社」と連携し、地域資源を活用した県産品の首都圏等での売り込みを展開します。

また、県や生産者団体などで組織する「ぶちうま^{うりこみたい}売込隊」により、首都圏や関西圏への戦略的な情報発信や国内外のフェアでのPRや食材提案等を行うことで、やまぐちブランド商品や6次産業化・農商工連携商品を効果的に売り込みます。

【地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出】

地域コミュニティ組織等による、地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネスの創出と事業展開の促進を図るほか、廃校や空き店舗などの遊休施設や快適な通信環境を活かしたICT関連企業等のサテライトオフィスの誘致を推進します。

【農山漁村の再生可能エネルギー資源の活用促進】

特色ある地域産業の創出などに向け、再生可能エネルギーと水素を活用した地域づくりを推進します。

また、森林バイオマスエネルギーの更なる利用促進を図るため、エネルギー利活用施設等の整備や近隣都市住民との連携を支援します。

さらに、農業用水利施設を活用した小水力発電の導入に向けた調査・検討を実施し、小水力発電の整備促進を図るとともに、市町や公共的団体等に対する小水力発電導入の技術支援を実施し、その普及に努めます。

第6章 役割分担と推進体制

1 県、市町、住民等の連携、協働

地域づくりの原動力となるのは、個人、団体を問わず、地域を第一線で支える県民一人ひとりの皆さんです。人口減少・高齢化が進行する中で、活力ある地域社会を構築するためには、地域住民の皆さんが主体的に地域づくりに参加し、課題解決に取り組むことが重要です。

また、地域住民や自治組織、社会福祉協議会などの関係団体、さらには市町、県、県民等が連携・協働し、一体となって、中山間地域づくりを進めることが重要です。

【県の役割】

- 県は、ビジョンに基づき、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを通じて、地域や市町の意欲ある取組を積極的に支援し、地域づくりのモデルとなるような地域や活動を一つでも多く創り出すことで、県内における地域づくりの新たな動きや活動の活発化を促進します。
- また、アドバイザー等の派遣や専門職員による現地での指導・助言など、専門的な分野において積極的な支援を行うとともに、アドバイザー等と連携し、地域における計画づくりや課題解決に向けた実践活動等に参画し、地域づくりにおけるコーディネーターとしての役割も果たしていきます。
- さらに、中山間地域に共通する問題に関する調査研究等を進め、本県中山間地域の構造的な課題解決を目指すとともに、個別の市町では対応が困難な課題や広域的・専門的な課題等に対して、積極的な役割を担っていきます。

【市町の役割】

- 市町は、住民に最も身近な行政主体として、地域の抱える様々な課題に対して、地域と協働し、主体的に地域づくりを進めていく必要があります。
- このため、市町における中山間地域の振興方向を定めた「中山間地域づくり指針」等に基づき、その実現に努めるとともに、多岐にわたる地域課題に対応する一元的な相談窓口の設置や庁内連携体制の強化など、支援体制の整備を行う必要があります。
- また、地域づくりの推進主体として、地域の実態やニーズの把握に努めるとともに、住民主体の地域づくり活動等に参画し、地域課題の解決に向けた積極的な支援を行うことが必要です。
- さらに、関係団体や民間事業者、周辺市町、県等との連携・協働を図りながら、地域活性化策を主体的に実施することが期待されます。

【地域住民の役割】

- 地域づくりは、地域住民自らが、将来展望を明確にして、その実現に向けて、主体的に取り組んでいくことが必要です。
- このため、地域住民誰もが参加できる話し合いの場づくりを通じ、地域の課題を明らかにし、地域住民の合意の下に、地域が進むべき方向やあるべき姿を描いた地域の

将来像をとりまとめていくことが必要です。

- また、地域住民が一体となって、具体的な取組方策を検討し、着実に取組を進めるための体制づくりを行うとともに、行政との連携・協働による地域づくりへと発展させることが必要です。

【都市住民・企業等の役割】

- 都市住民の生活や企業等の活動は、中山間地域の持つ多面的な機能によって支えられており、中山間地域の振興は、都市住民等にとっても重要な課題です。
- このため、都市住民や企業等も自分たちの「暮らし」や「事業活動」の関わりの中で、中山間地域に対する理解を深めるとともに、中山間地域の資源保全や地域活動等の取組に対して、積極的に参加する意識と実践が必要です。

2 県における推進体制

このビジョンに基づき、中山間地域の振興を図るため、関係部局が密接に連携し、総合的・体系的な中山間地域対策を推進していきます。

【山口県中山間地域対策推進本部】

- 中山間地域対策を県政の重要な課題と位置づけ、部局長で構成する「山口県中山間地域対策推進本部」において、部局間の連携・協力を進めます。
- 「中山間地域づくり推進課」を事務局として、ビジョンに基づく体系的な施策や重点プロジェクトの進捗状況等を進行管理するとともに、中山間地域を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応した新たな対策等の検討を進めます。

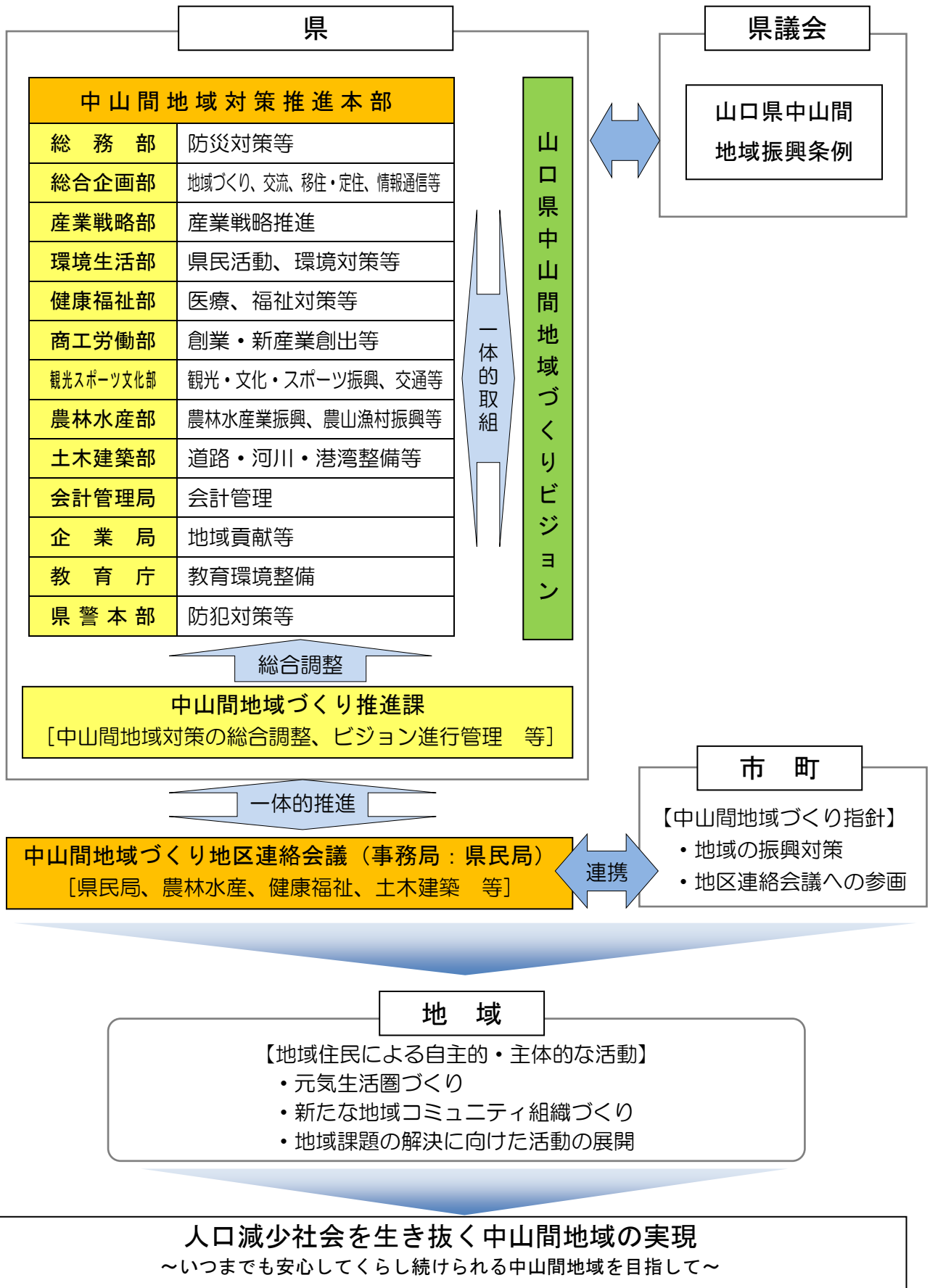
【中山間地域づくり地区連絡会議】

- 各県民局を中核として、市町及び県の出先機関で構成する「中山間地域づくり地区連絡会議」において、地域や市町等による自主的な取組の支援に努めます。
- 県民局の地域振興担当職員を「地域づくり支援員」として位置づけ、専門家や関係職員と連携し、チームによる現地活動の支援に努めます。

【他県等との連携促進等】

- 中国地方知事会で組織する「中山間地域振興部会」等との連携・協力の下に、社会経済環境の変化や、それに伴う新たな課題や対策についての情報収集や調査研究を進めます。
- また、同様な課題を抱える他の県等とも連携し、関係対策や制度の充実強化、規制緩和などについて、国への要望・提案活動を行います。

《中山間地域づくりの推進体制（H25.4～）》



【山口県中山間地域振興条例】

平成18年 7 月11日山口県条例第51号

山口県の中山間地域は、地域住民の生活の場としての機能のみならず、国土の保全、自然環境の保全、食料の安定供給、県民と自然との豊かな触れ合いの場としての機能等の多面にわたる機能を有しており、県民が豊かな生活を営むために必要な県民共通の貴重な財産となっている。

しかしながら、中山間地域は、人口の著しい減少、少子・高齢化の急速な進展等により、農林水産業等の経済活動が停滞するとともに、集落の機能が大幅に低下しており、危機的状況に置かれている。

また、近時における市町村の合併の進展に伴い、行政区域が広域化する等、中山間地域を取り巻く環境は大きく変化してきている。

このような状況の中で、市町及び県民との協働によって中山間地域の振興に取り組み、現在及び将来の県民の豊かな生活を確保することは、重要な課題である。

ここに、私たちは、元気で活力に満ちた山口県の創造を目指して中山間地域の振興に取り組むことを決意し、中山間地域の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域の振興について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中山間地域」とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された区域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された区域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された区域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める区域

参考資料

(県の責務)

第3条 県は、中山間地域の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第4条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(国への提言)

第5条 県は、国に対し、中山間地域の振興に関する政策の提言を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、中山間地域の有する多面にわたる機能について理解を深めるとともに、県が実施する中山間地域の振興に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 中山間地域の振興に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 中山間地域の有する多面にわたる機能に関する県民の意識の啓発を図ること。
- (2) 中山間地域の住民が当該中山間地域の振興に関し行う自主的かつ主体的な取組が促進されるよう配慮すること。
- (3) 定住を促進するための生活環境の整備及び住民が安心して暮らすことができる安全な生活を確保するための生活基盤の整備を図ること。
- (4) 集落の育成並びに中山間地域の振興の担い手の育成及び確保を図ること。
- (5) 農林水産業その他の中山間地域における産業の振興を図るとともに、中山間地域に存する技術、人材その他の資源を活用した新たな事業の創出及び育成を図ること。
- (6) 中山間地域とその他の地域との間及び中山間地域相互間における多様な交流及び連携を図ること。

(基本計画)

第8条 知事は、中山間地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中山間地域の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき中山間地域の振興に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映できるように適切な措置を講ずるものとする。

- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市町及び県民等に対する支援)

第9条 県は、市町が実施する中山間地域の振興に関する施策及び県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）が中山間地域の振興に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、国、市町及び県民等と連携しつつ、中山間地域の振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、県議会に、中山間地域の状況及び中山間地域の振興に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県総合企画部 中山間地域づくり推進課

〒753-8501 山口市滝町 1-1

TEL:083-933-3352 FAX:083-933-2559

HP:<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11500/index/>

E-mail:a11500@pref.yamaguchi.lg.jp